

身体障害者支援
[身体障害者更生相談所]

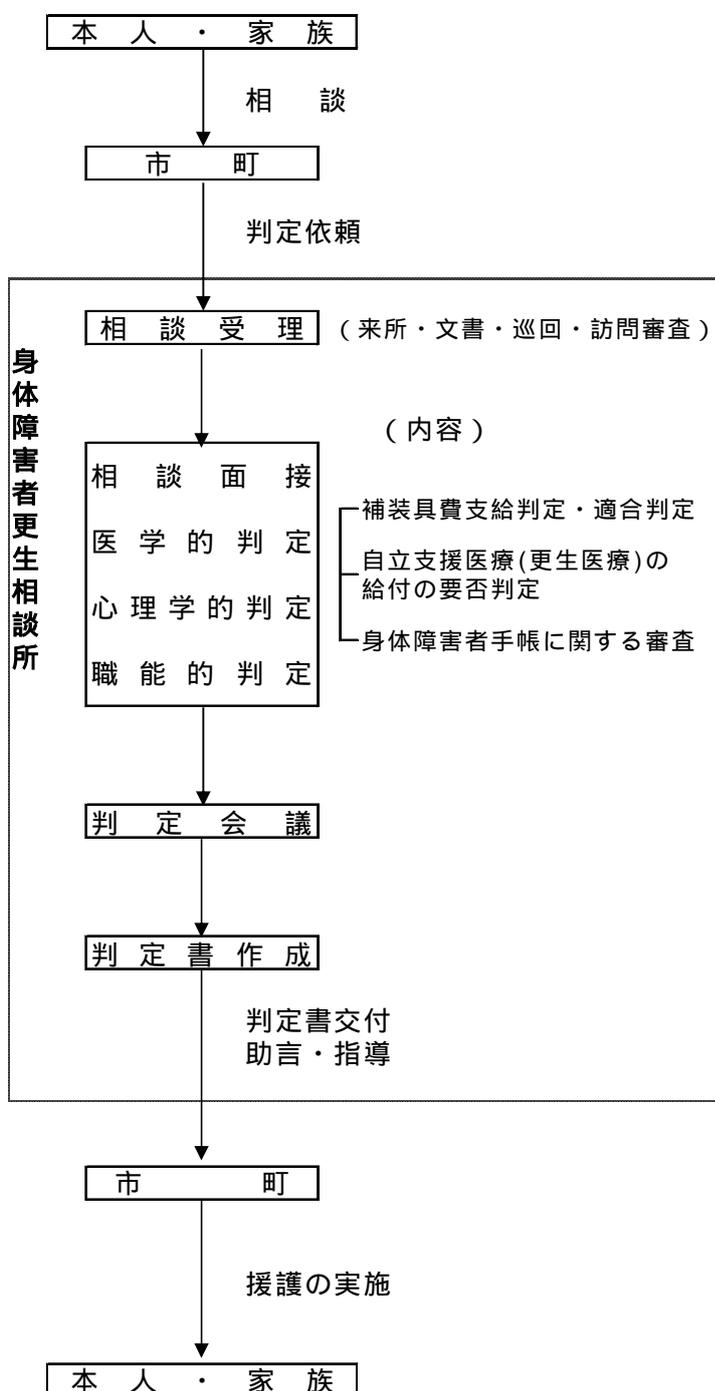
() 身体障害者更生相談所

1 設置の目的

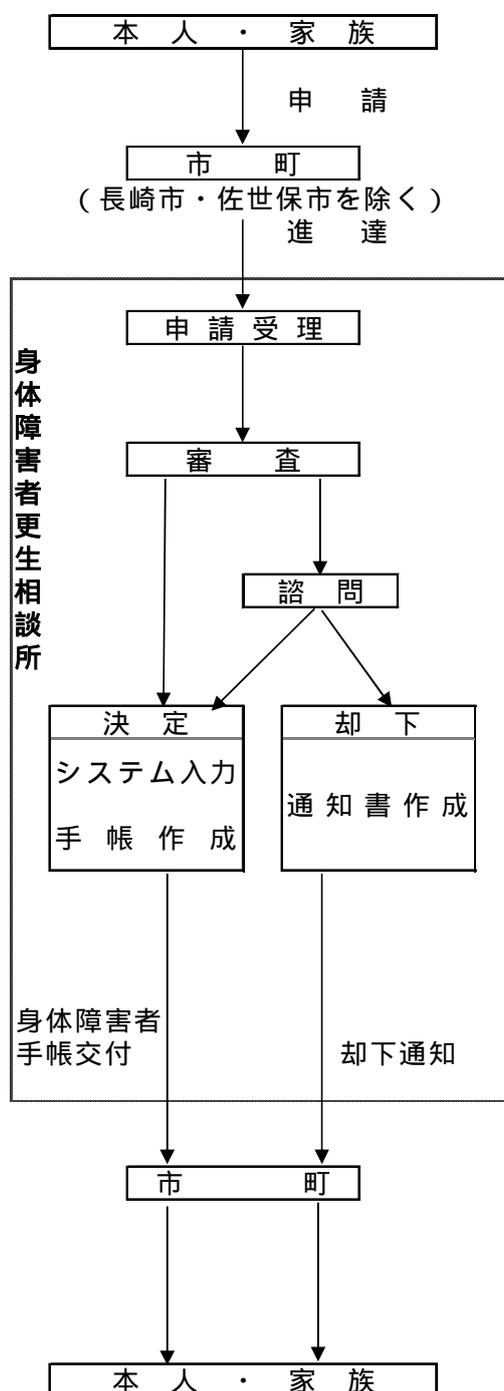
身体障害者福祉法及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定されている、補装具の処方や適合判定、自立支援医療（更生医療）の認定審査など、身体障害者の福祉に関する支援を目的として、身体障害者福祉法に基づき設置されている。

2 相談・判定業務と身体障害者手帳交付事務

相談・判定業務



身体障害者手帳交付事務



3 業務内容

(1) 相談・指導業務

身体障害者に関する相談に、専門的な知識や技術の助言・指導などを行う。

(2) 判定業務

医学的判定

身体障害の程度、残存機能、代償機能等機能障害の状態を診断して、自立支援医療費（更生医療）及び補装具費支給の要否を判定するとともに、医療等に対する助言・指導を行う。

ア 自立支援医療費（更生医療）判定（申請窓口は市町）

医学的診断により、更生医療の要否判定を行う。

イ 補装具費支給判定（申請窓口は市町）

身体障害者に支給される補装具費について、個々の障害状態を診断し、社会活動を行う上で機能障害の軽減、改善が図れるか否かを判定し、種類や形式、材料、工作的所見、価格等について判定・処方する。

a 直接判定

障害状況などで、特別に診察の必要がある場合にセンターの医師が診察を行う。

b 文書判定

センターでの診察が必要ない場合は、主治医の作成した意見書の内容に基づき審査する。

c 適合判定

センターで直接診察判定した補装具については、処方箋どおりに製作されているか、使用者の状態にあっているか、利用目的のために支障なく使用できるかなど、適合具合の判定を行い、必要に応じて使用上注意すべき点などを助言する。

心理学的、職能的判定

身体障害者の機能の向上を図り、福祉の増進を図るため、知能の程度、性格診断、職業の適性等について判定する。

(3) 身体障害者手帳の交付業務

市町から進達された申請書類を審査し、身体障害者手帳の交付（却下）事務を行う。

また、令和4年度より長崎県下19市町（長崎市、佐世保市を除く）の手帳の審査を長崎こども・女性・障害者支援センターでのみおこなっている。

(4) 巡回相談

長崎支援センターにおいては、市町における医療の充実等による相談件数の減少等の理由から、平成20年度以降は身体障害者の便宜を図るため、直接判定が必要な補装具（電動車椅子、座位保持装置、義肢装具等）で、体調不良等により来所が難しい場合、必要に応じて巡回相談を実施している。

また、佐世保支援センターにおいては、市町と緊密な連携のもと、管内地域を巡回しての相談判定業務の他、長崎支援センターと同様に身体障害者の便宜を図るため、直接判定が必要な補装具の判定について巡回相談を実施している。

(5) 地域リハビリテーション推進事業

身体障害者の更生援護に関わる各機関が、情報交換を行うなど、相互の連携を深め、身体障害者に対する一貫した地域リハビリテーション活動を推進するために、地域リハビリテーション協議会を中心にそのシステムを構築するとともに、関係職員の研修及び調査研究を行うことにより、地域リハビリテーションの充実、強化を図る。

(6) おもいやり駐車場利用証交付事務（旧パーキング・パーミット制度）

平成19年8月から制度が始まり、各市町、県福祉事務所とともに、身体障害者手帳及び療育手帳の所持者（交付にあたっては一部の等級などを除く）高齢者、難病患者等、歩行が困難な者に対して、身障者用駐車場を有効に利用できるよう、思いやり駐車場利用証を交付する事務を行っている。（令和4年10月から名称変更）

なお、一時的に歩行が困難な妊産婦（母子健康手帳取得時から産後1年まで）、けが人（車椅子や杖等を使用する期間、要診断書）は有効期限付きの利用証を交付している。

(7) ヘルプマーク・ヘルプカードの交付事務

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、または発達障害の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分かりにくい方が、援助を受けやすくなることを目的として、平成30年6月からヘルプマークを交付している。

また氏名、緊急連絡先、必要とする支援内容などを記入し、財布などに入れて所持するヘルプカードも交付している。災害時や困った時など、周囲に提示して支援を求めやすくすることを目的としている。窓口交付に加えて、申込書不要で自治体ホームページから各自印刷して利用することもできる。

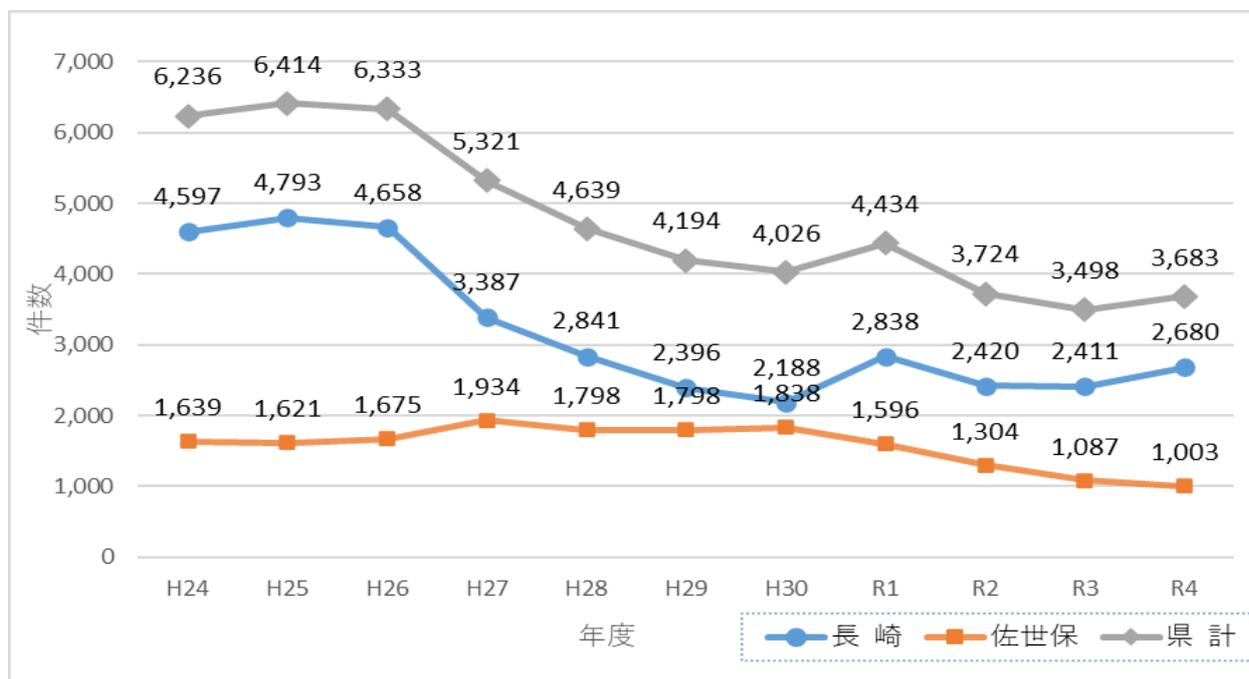
() 業務実績

1 相談判定業務

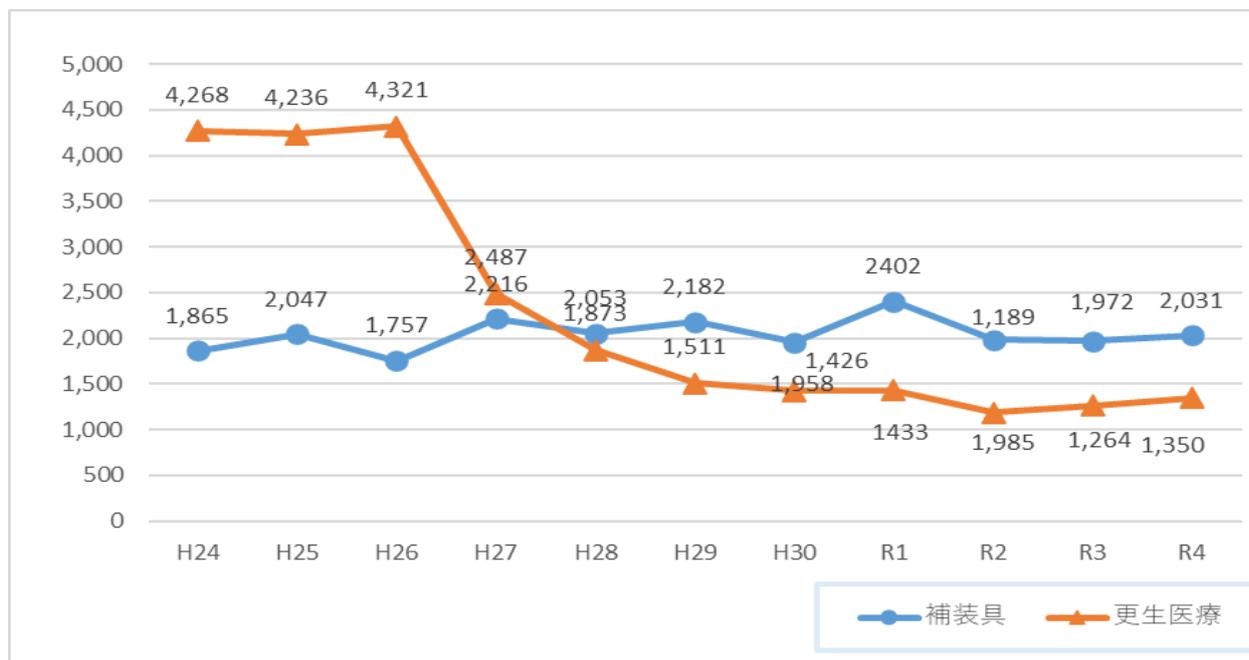
相談件数は、平成27年6月に、主な相談内容である更生医療と補装具の判定区分を見直したことから、平成27年度以降は減少傾向。令和元年度に長崎センター管内増加で長崎県全体も増加したが以後減少。令和4年度は長崎センター管内は増加、佐世保センター管内は減少で長崎県全体は増加であった。

(1) 相談の推移

相談件数（センター別）



主な相談件数（種類別）



障害別・年齢別相談件数

障害区分	年 齢				別 不明	総計
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上		
長崎管内	72	144	415	1,256	731	2,618
佐世保管内	26	53	192	588	133	992
県計	98	197	607	1,844	864	3,610
視覚			4	8	22	34
聴覚	15	18	53	553	106	745
平衡				1		1
音声・言語					1	1
そしゃく	1				4	5
肢体	80	142	350	423	446	1,441
心臓		10	66	572	49	697
じん臓		25	115	252	163	555
呼吸器			1	3	3	7
膀胱・直腸				4	7	11
小腸						
免疫		2	4	1	4	11
肝臓			10	22	9	41
分類不能	1			2	1	4
不明	1		3		24	28
その他			1	3	25	29
総計	98	197	607	1,844	864	3,610

【長崎】

障害区分	年 齢				別 不明	総計
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上		
視覚			4	6	22	32
聴覚	9	13	37	368	51	478
平衡				1		1
音声・言語					1	1
そしゃく	1				4	5
肢体	61	106	224	308	390	1,089
心臓		5	34	315	44	398
じん臓		19	103	226	153	501
呼吸器			1	2	1	4
膀胱・直腸				4	7	11
小腸						
免疫		1	2	1	3	7
肝臓			6	20	7	33
分類不能				2	1	3
不明	1		3		23	27
その他			1	3	24	28
総計	72	144	415	1,256	731	2,618

【佐世保】

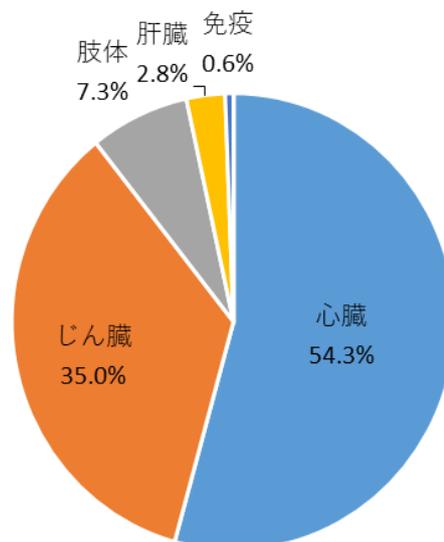
障害区分	年 齢				別 不明	総計
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上		
視覚				2		2
聴覚	6	5	16	185	55	267
平衡						
音声・言語						
そしゃく						
肢体	19	36	126	115	56	352
心臓		5	32	257	5	299
じん臓		6	12	26	10	54
呼吸器				1	2	3
膀胱・直腸						
小腸						
免疫		1	2		1	4
肝臓			4	2	2	8
分類不能	1					1
不明					1	1
その他					1	1
総計	26	53	192	588	133	992

(2) 判定実績

更生医療判定件数

令和4年度両センター障害区分内訳

障害区分	長崎管内	佐世保管内	県計	割合
視覚				
聴覚				
そしゃく等				
肢体	49	23	72	7.3%
心臓	271	268	539	54.3%
じん臓	306	42	348	35.0%
免疫	3	3	6	0.6%
肝臓	22	6	28	2.8%
総計	651	342	993	100%



更生医療県計年度推移

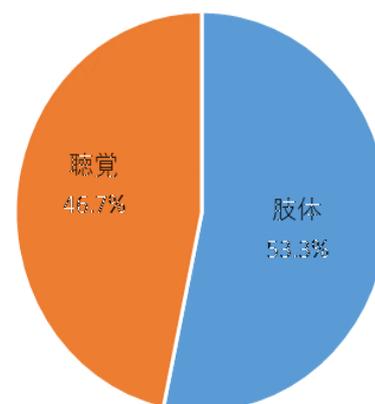
障害区分	視覚	聴覚	咀嚼等	肢体	心臓	じん臓	免疫	肝臓	総計
R3年度		2		77	611	239	15	52	996
R2年度		2		72	690	163	16	50	993
R1年度	1	4	1	90	833	149	24	105	1207

心臓が最も多く、心臓とじん臓で全体の約9割を占めている。

補装具判定件数

令和4年度両センター障害区分内訳

障害区分	長崎管内	佐世保管内	県計	割合
聴覚	384	206	590	46.7%
肢体	439	235	674	53.3%
総計	823	441	1,264	100%



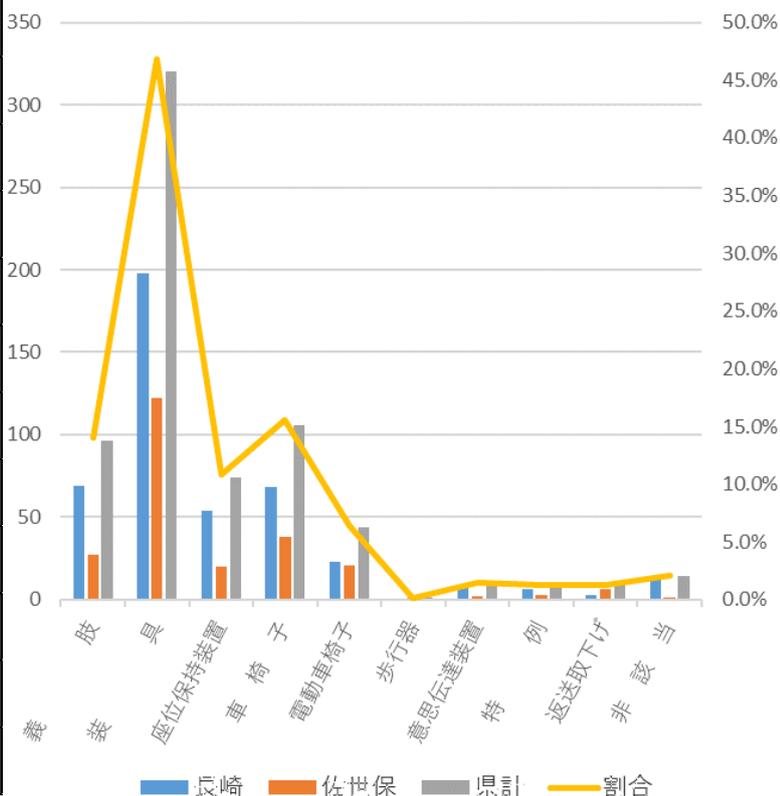
補装具県計年度推移

障害区分	聴覚	肢体	総計
R3年度	588	742	1330
R2年度	623	709	1332
R1年度	710	754	1464

令和2年度より再支給の効率・迅速化のため同構造確認による判定の省略があり判定件数が減少傾向になっている。

ア 補装具（肢体）の内訳

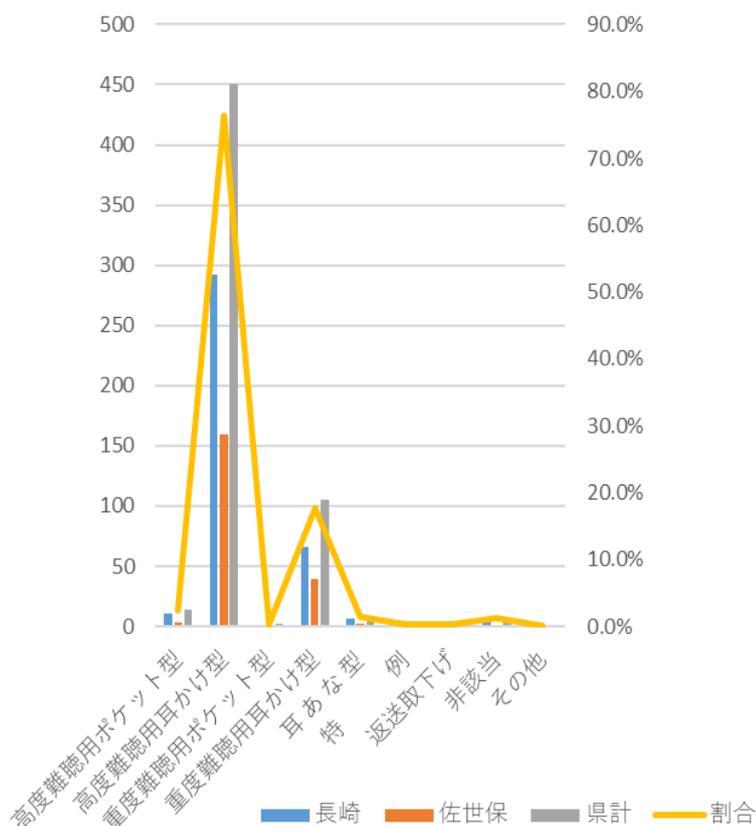
種類	長崎	佐世保	県計	割合
義肢	69	27	96	14.1%
装具	198	122	320	46.9%
座位保持装置	54	20	74	10.8%
車椅子	68	38	106	15.5%
電動車椅子	23	21	44	6.4%
歩行器		1	1	0.1%
意思伝達装置	8	2	10	1.5%
特例	6	3	9	1.3%
返送取下げ	3	6	9	1.3%
非該当	13	1	14	2.1%
総計	442	241	683	100%



文書判定で支給決定可能としている装具が最も多く、約5割を占めている。

イ 補装具（聴覚）の内訳

種類	長崎	佐世保	県計	割合
高度難聴用ポケット型	11	3	14	2.4%
高度難聴用耳かけ型	292	159	451	76.2%
重度難聴用ポケット型	1	1	2	0.3%
重度難聴用耳かけ型	66	39	105	17.7%
耳あな型	6	2	8	1.4%
特例	2		2	0.3%
返送取下げ	1	1	2	0.3%
非該当	6	1	7	1.2%
その他		1	1	0.2%
総計	385	207	592	100%



例年、高度難聴用が70%以上を占め、重度難聴用も含めて耳かけ型が90%を超えている。

市町別相談・判定件数

	巡回	実人員	相談 件数	相談内訳						判定 件数	判定内訳				
				更生 医療	補装具	身障 手帳	職業	施設	生活		その他	医学的 判定	心理	職能	その他
長崎管轄計		2,516	2,680	982	1,445	213			2	38	1,458	1,458			
佐世保管轄計		975	1,003	368	586	42			2	5	808	808			
県計		3,491	3,683	1,350	2,031	255			4	43	2,266	2,266			
長崎管内	長崎市		627	669	143	517	4		1	4	510	510			
	島原市		154	169	50	112	6		1		105	105			
	諫早市		286	312	136	142	27			7	173	173			
	大村市		276	286	126	123	28			9	144	144			
	五島市		231	255	152	73	21			9	151	151			
	西海市		59	66	17	41	8				50	50			
	雲仙市		122	129	33	77	18			1	62	62			
	南島原市	○	211	224	149	59	16				112	112			
	長与町		191	195	105	75	13			2	90	90			
	時津町		68	75	19	51	5				37	37			
	新上五島町		46	49	6	32	11				24	24			
	管外	○	53	54	41	13									
	県外		21	21	5	15				1					
	その他		171	176		115	56			5					
佐世保管内	佐世保市	○	457	466	179	285	1			1	405	405			
	平戸市	○	92	93	40	48	5				73	73			
	松浦市		66	68	22	40	6				51	51			
	対馬市		121	127	32	81	10		2	2	101	101			
	壱岐市		60	63	14	44	5				52	52			
	東彼杵町	○	29	29	14	13	2				23	23			
	川棚町		44	44	32	10	1			1	34	34			
	波佐見町	○	45	49	17	21	10			1	34	34			
	小値賀町		10	10	4	5	1				7	7			
	佐々町		26	29	12	16	1				20	20			
	管外		15	15	1	14					6	6			
	県外		10	10	1	9					2	2			
	不明														

2 身体障害者手帳

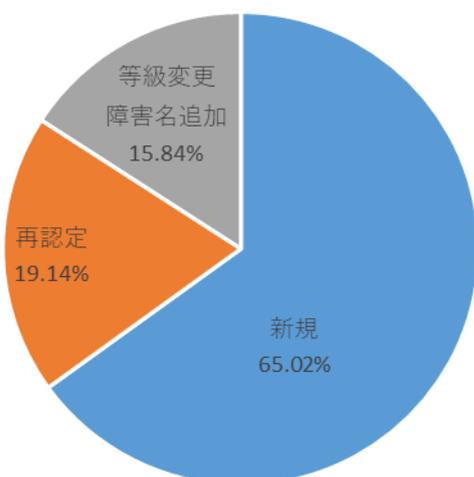
令和4年度より長崎県下19市町(長崎市、佐世保市を除く)の手帳の審査を長崎こども・女性・障害者支援センターで行なうように変更。

(1) 処理件数

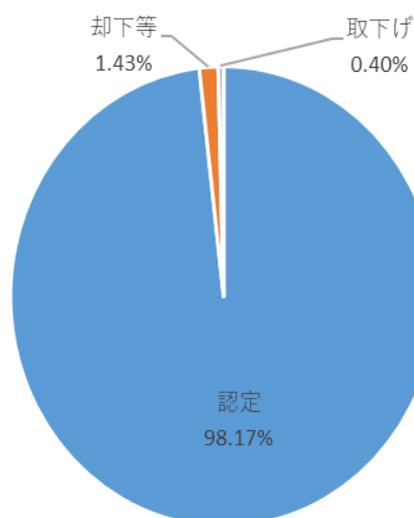
申請区分	処理件数	処理内訳		
		認定	却下等	取下げ
新規	1,777	1,742	30	5
等級変更 障害名追加	433	425	3	5
再認定	523	516	6	1
計	2,733	2,683	39	11

長崎市、佐世保市は中核市のため、独自に身体障害者手帳の認定・交付を行っている。

〔申請区分〕



〔処理内訳〕



県計年度推移

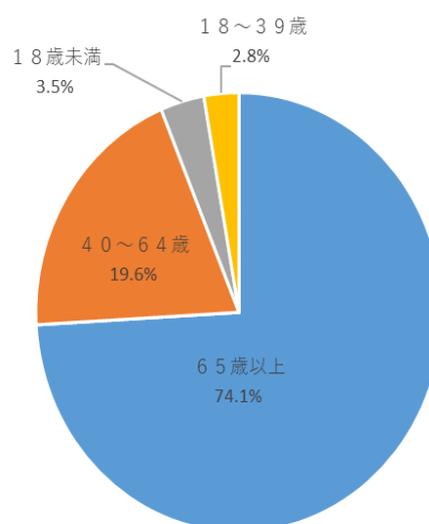
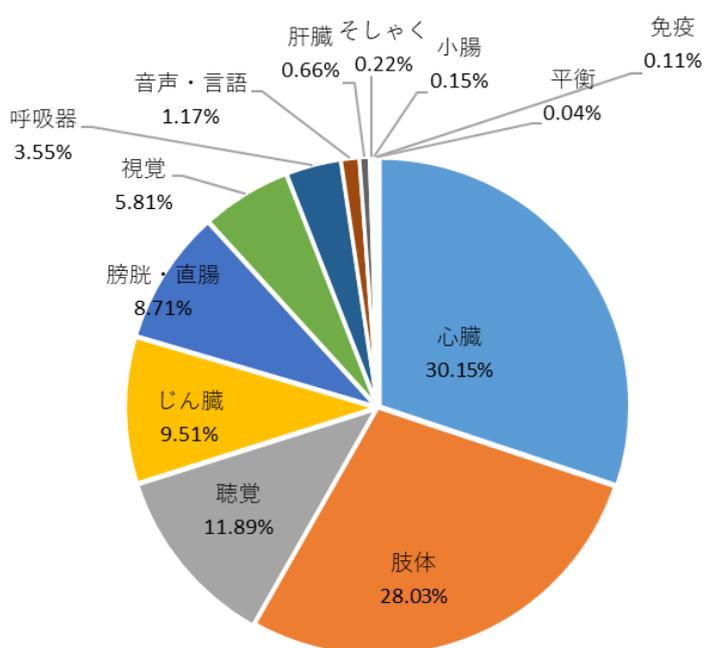
	処理件数	処理内訳		
		認定	却下	取下げ等
R3年度	2,704	2,662	33	9
R2年度	2,883	2,836	39	8
R1年度	3,269	3,215	38	16

(2) 障害別・年齢別処理件数

	総計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上
総計	2,733	95	76	537	2,025
視覚	159	5	5	22	127
聴覚	325	9	3	19	294
平衡	1				1
音声・言語	32	1		9	22
そしゃく	6			2	4
肢体	766	62	31	244	429
心臓	824	10	11	91	712
じん臓	260		13	69	178
呼吸器	97	3	1	17	76
膀胱・直腸	238	3	9	53	173
小腸	4	2	1	1	
免疫	3		1	2	
肝臓	18		1	8	9

[障害内訳]

[年齢内訳]



障害別にみると、肢体不自由と心臓機能障害で全体の約6割を占めている。
年齢別では、65歳以上が7割、40歳以上では全体の9割を超えている。

(3) 障害別処理件数の推移(県計)

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
視 覚	149	147	210	214	167	155	159
聴 覚	343	296	342	342	301	305	325
平 衡	2		1	1	2		1
音声・言語	54	47	40	33	39	36	32
咀 嚼	9	7	16	8	9	5	6
肢 体	999	921	960	950	743	688	766
心 臓	841	783	914	1054	951	890	824
じん臓	263	279	302	295	320	273	260
呼 吸 器	108	127	109	94	88	101	97
膀胱・直腸	223	200	246	242	241	235	238
小 腸	3	3	2	2	4	2	4
免 疫	1	2	3	3	2	3	3
肝 臓	30	28	15	31	16	11	18
合 計	3,025	2,840	3,160	3,269	2,883	2,704	2,733

(4) 手帳諸届処理件数

	総計	県外移動		県内移動	再交付	手帳返還	記載事項変更	記載事項変更内訳(変更内容)				
		転入	転出					氏名	住所	保護者	本籍地	その他
県 計	4,050	196	233	117	367	2,477	660	14	640	1	5	
島 原 市	268	13	5	14	17	168	51	3	47		1	
諫 早 市	645	36	29	24	68	395	93	2	90		1	
大 村 市	534	34	26	30	49	288	107	3	103	1		
五 島 市	281	11	17	3	21	163	66		66			
西 海 市	186	9	12		17	124	24		24			
雲 仙 市	276	5	10	9	27	187	38	1	37			
南 島 原 市	281	5	7	5	14	199	51	1	50			
長 与 町	191	17	24	5	21	104	20	3	16		1	
時 津 町	196	19	32	5	26	79	35		34		1	
新 上 五 島 町	145	5	10	1	10	93	26		26			
平 戸 市	211	4	9	1	24	136	37		37			
松 浦 市	153	4	4	1	11	119	14		13		1	
対 馬 市	203	10	13	1	21	117	41		41			
壱 岐 市	168	9	6	1	15	119	18	1	17			
東 彼 杵 町	51	2	5	6	3	32	3		3			
川 棚 町	82	4	6	4	9	49	10		10			
波 佐 見 町	93	7	4	3	7	59	13		13			
小 値 賀 町	15	1	2			8	4		4			
佐 々 町	71	1	12	4	7	38	9		9			

3 巡回相談

令和4年度	来談者			相談内容					判定・指導内容									
	手帳あり	手帳なし		手帳	医療	補装具	その他	計	処方意見書作成	処方判定	適合判定	調整修理	助言指示	補装具検討	事前調査	判定に係る	その他	計
		難病	その他															
長崎	63			63		64		64						1	53	10	64	
佐世保	42			42		42		42							42		42	
県計	105			105		106		106						1	95	10	106	

4 地域リハビリテーション推進事業等会議関係

名称	開催日	場所	内容
市町障害者福祉担当職員研修会	R4.6.3 (金)	Web会議	・長崎県内全21市町を対象に開催 ・障害者関係の各法律、制度の説明
第1回 長崎県地域リハビリテーション	R4.8.9 (火)	オンライン出席	・令和4年度事業計画等 ・地域リハ支援体制整備実施要領の改正について ・地域密着型リハビリテーション支援体制について
長崎県地域リハビリテーション推進部会 補装具適正化ワーキンググループ研修会	R4.11.24 (木)	長崎こども・女性・障害者支援センター 大会議室	・義足及び電動義手の構造と機能について ・義足・筋電義手の判定について ・判定区分について ・義足・筋電義手支給に関するデータ
第2回 長崎県地域リハビリテーション	R5.2.17 (金)	オンライン出席	・長崎県地域リハビリテーション支援体制整備事業について ・長崎県リハビリテーション支援センター事業について ・各圏域地域リハビリテーション広域支援センター事業について ・各保健所地域リハビリテーション連絡協議会について ・令和5年度地域リハビリテーション地域支援センターの指定に係る協議について ・地域密着型リハビリテーション支援体制について

5 思いやり駐車場利用証交付実績（旧パーキング・パーミット制度）

令和4年度	総数	有効期間1年以上							有効期間1年未満			
		身体障害者				知的障害	高齢者	難病	計	妊産婦	ケガ	計
		視覚	聴覚等	内部	肢体							
長崎	24	1		1	2	3	7	1	15	8	1	9
佐世保	4				3				3	1		1
県計	28	1		1	5	3	7	1	18	9	1	10

年度推移

R3年度	35	2		5	6	3	3	2	21	13	1	14
R2年度	32	1		4	8		4	2	19	11	2	13
R1年度	46	1		3	16	2	3	1	26	17	3	20

有効期間1年以上は肢体不自由、有効期間1年未満は妊産婦による申請が多い。

6 ヘルプマーク交付実績

令和4年度	身体					重症心身	知的	発達	精神	高次脳	てんかん	難病	妊娠	認知症	高齢者	その他	計
	視覚	聴覚等	盲ろう	肢体	内部												
長崎		1		2			11	3	1	1		2			1		22
佐世保								1									1
県計		1		2			11	4	1	1		2			1		23

R3年度	1	1					5	1	1			1	1				11
R2年度		1		1			4	1	1			1	1				10
R1年度				1			9	7	6	1		1				1	26

H30年度より導入。在庫が無くなり次第配布終了となる予定。

() 身体障害者手帳所持者数(県障害福祉課調べ)

1 障害別

2 等級別

(令和5年3月31日現在)

(令和5年3月31日現在)

市町村	視覚	聴・平	音声	肢体	内部	計
長崎市	1,629	2,939	266	9,834	7,922	22,590
佐世保市	884	1,228	150	5,899	4,460	12,621
島原市	170	185	35	1,029	795	2,214
諫早市	424	546	63	2,680	1,974	5,687
大村市	243	433	46	1,818	1,470	4,010
平戸市	164	225	24	981	679	2,073
松浦市	77	158	13	678	414	1,340
対馬市	123	433	11	979	666	2,212
壱岐市	80	141	16	705	477	1,419
五島市	193	205	22	919	635	1,974
西海市	118	170	18	776	554	1,636
雲仙市	177	180	20	1,220	709	2,306
南島原市	171	205	27	1,163	785	2,351
市計	4,453	7,048	711	28,681	21,540	62,433
長与町	91	180	20	655	622	1,568
時津町	109	112	14	552	397	1,184
西彼計	200	292	34	1,207	1,019	2,752
東彼杵町	42	31	8	256	136	473
川棚町	47	71	13	342	258	731
波佐見町	53	77	6	393	233	762
東彼計	142	179	27	991	627	1,966
小値賀町	15	24	1	82	32	154
佐々町	32	50	6	250	210	548
北松計	47	74	7	332	242	702
新上五島町	83	97	6	543	345	1,074
南松計	83	97	6	543	345	1,074
町計	472	642	74	3,073	2,233	6,494
県計	4,925	7,690	785	31,754	23,773	68,927

市町村	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
長崎市	6,397	3,096	4,243	5,542	1,274	2,038	22,590
佐世保市	3,987	1,830	2,083	2,900	912	909	12,621
島原市	714	313	333	519	166	169	2,214
諫早市	1,759	792	1,012	1,339	359	426	5,687
大村市	1,207	539	692	982	271	319	4,010
平戸市	533	312	388	506	141	193	2,073
松浦市	357	205	245	331	80	122	1,340
対馬市	556	272	398	527	149	310	2,212
壱岐市	469	201	220	336	81	112	1,419
五島市	561	304	324	451	154	180	1,974
西海市	475	227	321	395	111	107	1,636
雲仙市	641	363	420	537	167	178	2,306
南島原市	685	334	415	554	183	180	2,351
市計	18,341	8,788	11,094	14,919	4,048	5,243	62,433
長与町	456	197	281	411	93	130	1,568
時津町	346	154	232	298	61	93	1,184
西彼計	802	351	513	709	154	223	2,752
東彼杵町	133	68	83	114	38	37	473
川棚町	199	73	148	204	52	55	731
波佐見町	201	105	125	198	66	67	762
東彼計	533	246	356	516	156	159	1,966
小値賀町	35	17	27	39	14	22	154
佐々町	177	68	101	128	34	40	548
北松計	212	85	128	167	48	62	702
新上五島町	288	167	166	279	84	90	1,074
南松計	288	167	166	279	84	90	1,074
町計	1,835	849	1,163	1,671	442	534	6,494
県計	20,176	9,637	12,257	16,590	4,490	5,777	68,927

3 年齢別・市町別

(令和5年3月31日現在)

市 町 村	6歳未満	6～18未満	18～65未満	65～70未満	70歳以上	計
長崎市	49	237	4,665	2,104	15,535	22,590
佐世保市	38	138	2,817	1,075	8,553	12,621
島原市	10	35	528	213	1,428	2,214
諫早市	21	93	1,437	525	3,611	5,687
大村市	16	86	1,119	376	2,413	4,010
平戸市	0	9	405	172	1,487	2,073
松浦市	1	10	264	131	934	1,340
対馬市	1	14	366	219	1,612	2,212
壱岐市	5	10	265	130	1,009	1,419
五島市	6	6	376	228	1,358	1,974
西海市	4	12	306	145	1,169	1,636
雲仙市	5	25	500	215	1,561	2,306
南島原市	4	23	460	235	1,629	2,351
市部 計	160	698	13,508	5,768	42,299	62,433
長与町	10	22	348	121	1,067	1,568
時津町	9	19	259	124	773	1,184
西彼杵郡 計	19	41	607	245	1,840	2,752
東彼杵町	1	7	105	48	312	473
川棚町	2	5	159	71	494	731
波佐見町	8	4	156	77	517	762
東彼杵郡 計	11	16	420	196	1,323	1,966
小値賀町	0	0	19	13	122	154
佐々町	6	8	96	64	374	548
北松浦郡 計	6	8	115	77	496	702
新上五島町	2	2	219	92	759	1,074
南松浦郡 計	2	2	219	92	759	1,074
郡部計	38	67	1,361	610	4,418	6,494
県 計	198	765	14,869	6,378	46,717	68,927

4 年齢別・障害別

(令和5年3月31日現在)

障害名	等級年齢別	視覚	聴覚 平衡機能	音 声 言 語 そしゃく	肢体不自由					内部障害								合計	
					上肢	下肢	体幹	脳原性		計	心臓	呼吸器	腎臓	膀胱			計		
								上肢	移動					直腸	小腸	免疫			肝臓
1級	6歳未満	2	0	0	26	18	10	0	3	57	27	7	1	1	1	0	2	39	98
	6歳以上18歳未満	16	1	0	121	75	28	5	1	230	61	9	10	0	0	0	7	87	334
	18歳以上65歳未満	386	106	7	996	653	270	47	21	1,987	973	422	976	6	4	18	89	2,488	4,974
	65歳以上70歳未満	192	47	4	308	182	56	7	1	554	401	238	395	2	0	2	45	1,083	1,880
	70歳以上	1,317	208	16	1,656	651	231	0	2	2,540	6,319	796	1,623	6	1	5	59	8,809	12,890
	うち75歳以上	1,055	141	11	1,179	455	162	0	0	1,796	5,380	491	1,051	2	1	2	18	6,945	9,948
計	1,913	362	27	3,107	1,579	595	59	28	5,368	7,781	1,472	3,005	15	6	25	202	12,506	20,176	
2級	6歳未満	0	11	0	2	6	2	0	0	10	0	0	0	0	1	0	0	1	22
	6歳以上18歳未満	3	51	2	28	38	14	1	0	81	0	1	0	2	1	0	0	4	141
	18歳以上65歳未満	312	417	14	919	630	334	19	6	1,908	13	4	4	5	2	41	18	87	2,738
	65歳以上70歳未満	161	87	4	408	174	108	2	0	692	9	2	2	2	0	5	4	24	968
	70歳以上	1,110	766	27	2,101	949	600	4	1	3,655	162	14	16	7	1	3	7	210	5,768
	うち75歳以上	917	629	19	1,487	731	438	1	0	2,657	147	10	12	5	1	0	1	176	4,398
計	1,586	1,332	47	3,458	1,797	1,058	26	7	6,346	184	21	22	16	5	49	29	326	9,637	
3級	6歳未満	1	12	1	0	5	1	0	0	6	17	1	0	3	0	0	0	21	41
	6歳以上18歳未満	3	11	1	15	17	20	0	1	53	30	5	0	14	0	0	0	49	117
	18歳以上65歳未満	63	130	65	579	418	230	17	3	1,247	523	76	48	54	7	29	4	741	2,246
	65歳以上70歳未満	30	36	55	173	244	83	1	0	501	281	32	33	15	1	1	1	364	986
	70歳以上	232	728	273	825	2,577	685	1	0	4,088	2,947	287	237	67	0	1	7	3,546	8,867
	うち75歳以上	194	650	173	586	2,148	554	1	0	3,289	2,350	222	170	48	0	0	4	2,794	7,100
計	329	917	395	1,592	3,261	1,019	19	4	5,895	3,798	401	318	153	8	31	12	4,721	12,257	
4級	6歳未満	0	6	2	4	1	0	0	0	5	1	0	1	3	0	0	0	5	18
	6歳以上18歳未満	3	14	3	7	25	0	0	1	33	14	1	1	10	1	0	0	27	80
	18歳以上65歳未満	59	157	161	296	998	12	3	6	1,315	659	24	24	392	11	19	6	1,135	2,827
	65歳以上70歳未満	23	59	38	117	665	6	0	1	789	360	13	9	261	0	2	3	648	1,557
	70歳以上	192	1,590	112	597	5,183	29	0	0	5,809	2,423	132	110	1,728	4	2	6	4,405	12,108
	うち75歳以上	150	1,429	55	455	4,104	25	0	0	4,584	1,836	102	87	1,335	3	1	4	3,368	9,586
計	277	1,826	316	1,021	6,872	47	3	8	7,951	3,457	170	145	2,394	16	23	15	6,220	16,590	
5級	6歳未満	0	0	/	1	2	1	0	0	4	/	/	/	/	/	/	/	/	4
	6歳以上18歳未満	3	1	/	7	8	8	0	0	23	/	/	/	/	/	/	/	/	27
	18歳以上65歳未満	119	10	/	253	596	180	8	2	1,039	/	/	/	/	/	/	/	/	1,168
	65歳以上70歳未満	56	5	/	87	314	76	0	0	477	/	/	/	/	/	/	/	/	538
	70歳以上	337	34	/	448	1,379	553	1	1	2,382	/	/	/	/	/	/	/	/	2,753
	うち75歳以上	283	27	/	334	981	443	0	1	1,759	/	/	/	/	/	/	/	/	2,069
計	515	50	/	796	2,299	818	9	3	3,925	/	/	/	/	/	/	/	/	4,490	
6級	6歳未満	0	15	/	0	0	/	0	0	0	/	/	/	/	/	/	/	/	15
	6歳以上18歳未満	0	39	/	4	23	/	0	0	27	/	/	/	/	/	/	/	/	66
	18歳以上65歳未満	53	258	/	226	372	/	3	4	605	/	/	/	/	/	/	/	/	916
	65歳以上70歳未満	28	145	/	109	166	/	1	0	276	/	/	/	/	/	/	/	/	449
	70歳以上	224	2,746	/	391	970	/	0	0	1,361	/	/	/	/	/	/	/	/	4,331
	うち75歳以上	189	2,458	/	276	715	/	0	0	991	/	/	/	/	/	/	/	/	3,638
計	305	3,203	/	730	1,531	/	4	4	2,269	/	/	/	/	/	/	/	/	5,777	
合計	6歳未満	3	44	3	33	32	14	0	3	82	45	8	2	7	2	0	2	66	198
	6歳以上18歳未満	28	117	6	182	186	70	6	3	447	105	16	11	26	2	0	7	167	765
	18歳以上65歳未満	992	1,078	247	3,269	3,667	1,026	97	42	8,101	2,168	526	1,052	457	24	107	117	4,451	14,869
	65歳以上70歳未満	490	379	101	1,202	1,745	329	11	2	3,289	1,051	285	439	280	1	10	53	2,119	6,378
	70歳以上	3,412	6,072	428	6,018	11,709	2,098	6	4	19,835	11,851	1,229	1,986	1,808	6	11	79	16,970	46,717
	うち75歳以上	2,788	5,334	258	4,317	9,134	1,622	2	1	15,076	9,713	825	1,320	1,390	5	3	27	13,283	36,739
計	4,925	7,690	785	10,704	17,339	3,537	120	54	31,754	15,220	2,064	3,490	2,578	35	128	258	23,773	68,927	

知的障害者支援

[知的障害者更生相談所]

[障害者権利擁護センター]

() 知的障害者更生相談所

1 設置の目的

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法に基づいて、各都道府県が設置する知的障害者の福祉を図るための専門的な相談機関である。

主な業務は

- (1) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。
- (2) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行う。
- (3) 必要に応じ、巡回してこれらの業務を行うことができる。
- (4) 以上のほか、知的障害者の福祉に関することを行う。

2 業務内容

(1) 来所相談

専門的相談指導

18歳以上の知的障害者に関する療育手帳制度や、障害者総合支援法、また、生活、職業、医療、障害基礎年金受給申請等の問題について、家庭その他からの相談に応じるとともに、必要な助言・指導を行う。

判定・指導

18歳以上の知的障害者を対象として、次のような判定を行うとともに、これに付随して必要な助言・指導を行う。原則的に市・町から依頼のあったものを対象とする。

ア 医学的判定

原(傷)病名及び障害の現況の把握等について、精神科嘱託医による医学的判定を行う。

イ 心理学的判定

心理学的検査(知能検査等)等の結果に基づき、その心理的諸特性を把握し、判定を行う。

ウ 職能的判定

動作能力や作業条件に対する適応力を判定する。

(2) 巡回相談

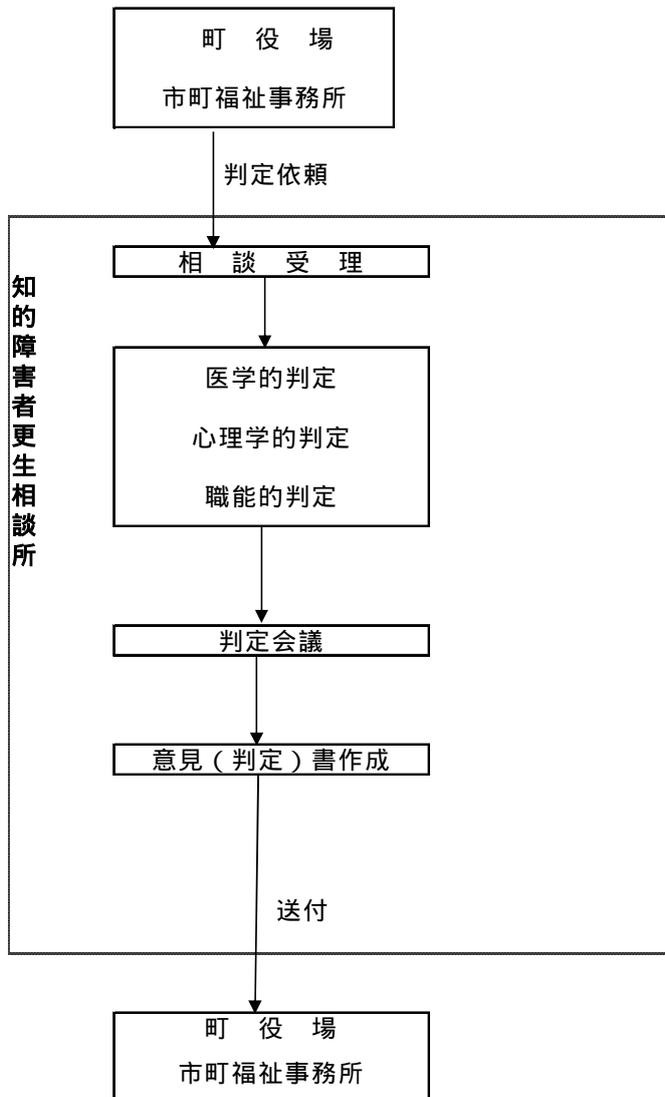
身体の障害等の理由で来所困難な方については、市・町や利用施設・病院等を訪問し、心理学的判定等を実施している。また、離島地区においては、県保健所にて心理学的判定等を実施。

(3) 関係機関との連絡調整

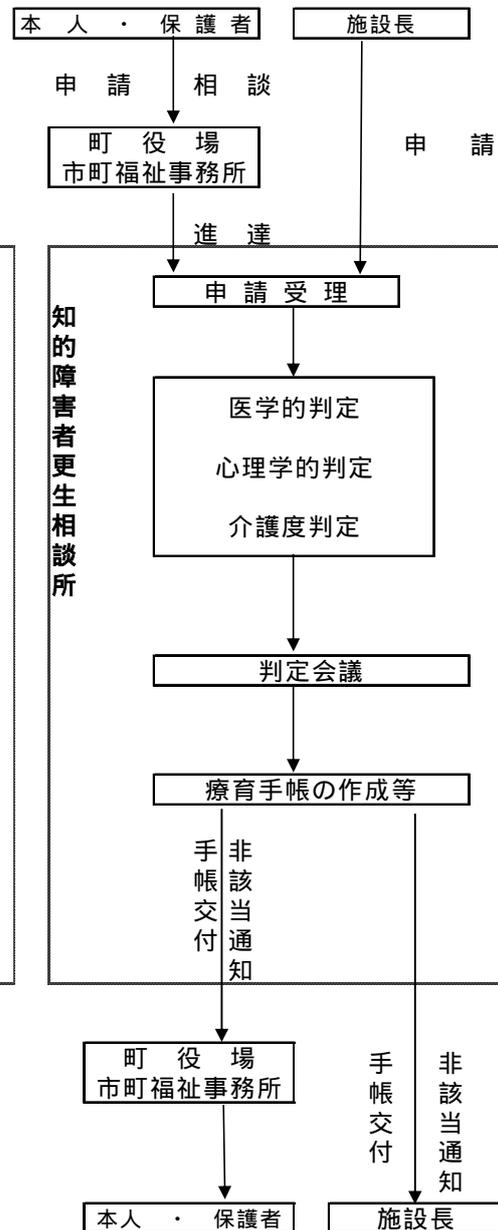
障害者雇用連絡会議に出席し、障害者雇用に関し、情報交換を行う。必要に応じ、公共職業安定所等に情報を提供する。

3 相談判定業務と療育手帳交付事務

判定業務



療育手帳制度に係る判定及び交付業務



- * 療育手帳の交付事務は、児者に関わらず知的障害者更生相談所で一括して行っている。
 (長崎こども・女性・障害者支援センターは平成 23 年度から)
 (佐世保こども・女性・障害者支援センターは平成 28 年度から)

() 業務実績

1 相談内容別取扱件数

		実人員	相談内容（延べ件数）								計
			施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
長 崎	来所	2,771	0	0	31	0	604	3	962	1,171	2,771
	巡回	10	0	0	0	0	0	0	10	0	10
	計	2,781	0	0	31	0	604	3	972	1,171	2,781
佐世保	来所	1,002	0	0	15	0	180	0	398	575	1,168
	巡回	14	0	0	0	0	0	0	14	0	14
	計	1,016	0	0	15	0	180	0	412	575	1,182
計	来所	3,773	0	0	46	0	784	3	1,360	1,746	3,939
	巡回	24	0	0	0	0	0	0	24	0	24
	計	3,797	0	0	46	0	784	3	1,384	1,746	3,963

相談内容の多くはその他（療育手帳に係る記載事項変更やケース移管等）と療育手帳（交付、再判定等）であり、全体の約 80% を占めている。

残りは「生活」で主に IQ 証明書の発行である。

2 判定件数・判定書等交付件数

		判定内容					判定書等交付件数			
		医学判定	心理判定	職能判定	その他	計	障害支援区分	療育手帳	その他	計
長 崎	来所	42	508		20	570		533	401	934
	巡回		10			10		10		10
	計	42	518	0	20	580	0	543	401	944
佐世保	来所	43	217	0	7	267	0	226	230	456
	巡回	0	14	0	0	14	0	14	0	14
	計	43	231	0	7	281	0	240	230	470
計	来所	85	725	0	27	837	0	759	631	1,390
	巡回	0	24	0	0	24	0	24	0	24
	計	85	749	0	27	861	0	783	631	1,414

判定内容は心理判定が 749 件で、全体の約 87% を占めており前年度とほぼ同様である。

3 福祉事務所別相談件数

福祉事務所	相談内容								合計
	施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
長崎市			8		104		205	422	739
佐世保市			6		98		221	369	694
島原市			1		18		29	58	106
諫早市			6		28		105	164	303
大村市			10		35		76	135	256
平戸市			2		16		21	43	82
松浦市			1		10		10	28	49
対馬市			2		6		44	39	91
壱岐市			3		24		39	34	100
五島市			1		4		33	67	105
西海市			1		4		16	29	50
雲仙市					18		35	78	131
南島原市					16		28	66	110
西彼			1		8		39	51	99
東彼・北松			1		20		52	68	141
小値賀町							4	5	9
上五島					9		19	53	81
管外					6		24	9	39
その他			3		360	3	384	28	778
計			46		784	3	1,384	1,746	3,963

福祉事務所別では、人口の多い長崎市、佐世保市で全体の36%を占める。なお、福祉事務所別の「その他」は地区が特定できない電話相談である。

4 判定書等文書対応件数（再掲）

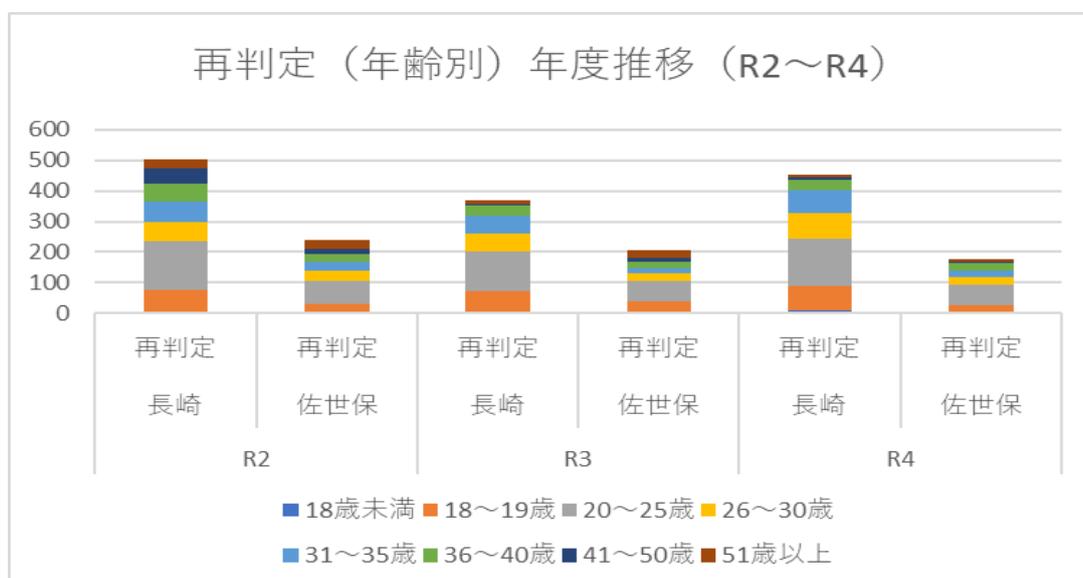
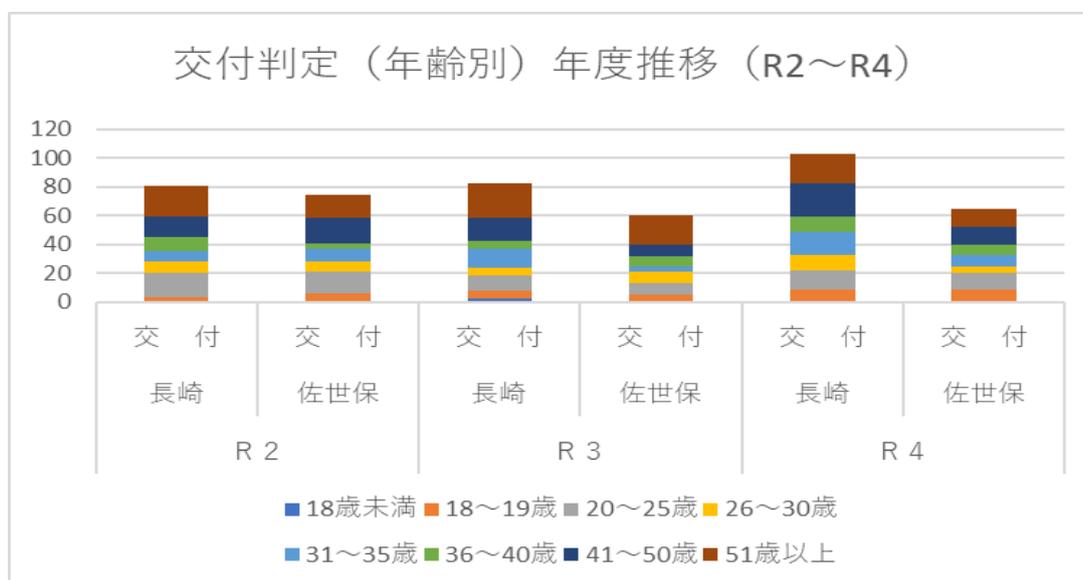
	記載事項 変更届	返還届	職安への 回答	警察への 回答	IQ証明書	ケース移 管	他機関から の判定依頼	他県からの情 報提供依頼及 び情報提供	計
長崎	709	145	28	82	244	222	3	31	1,464
佐世保	327	68	15	30	120	113	3	25	701
計	1,036	213	43	112	364	335	6	56	2,165

3福祉事務所別相談件数のうち、文書で対応した件数（療育手帳発行を除く）を再掲している。項目としては、「職業」「生活」「その他」に該当するものとなる。

5 年齢別判定件数

年 齢		18歳未満	18～19歳	20～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～50歳	51歳以上	計	
長 崎	療育手帳	交 付	0	9	13	11	16	10	23	21	103
		再判定	8	80	156	84	75	31	10	9	453
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		8	89	169	95	91	41	33	30	556
佐 世 保	療育手帳	交 付	0	9	11	5	8	7	12	13	65
		再判定	0	26	68	24	19	25	5	8	175
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	35	79	29	27	32	17	21	240

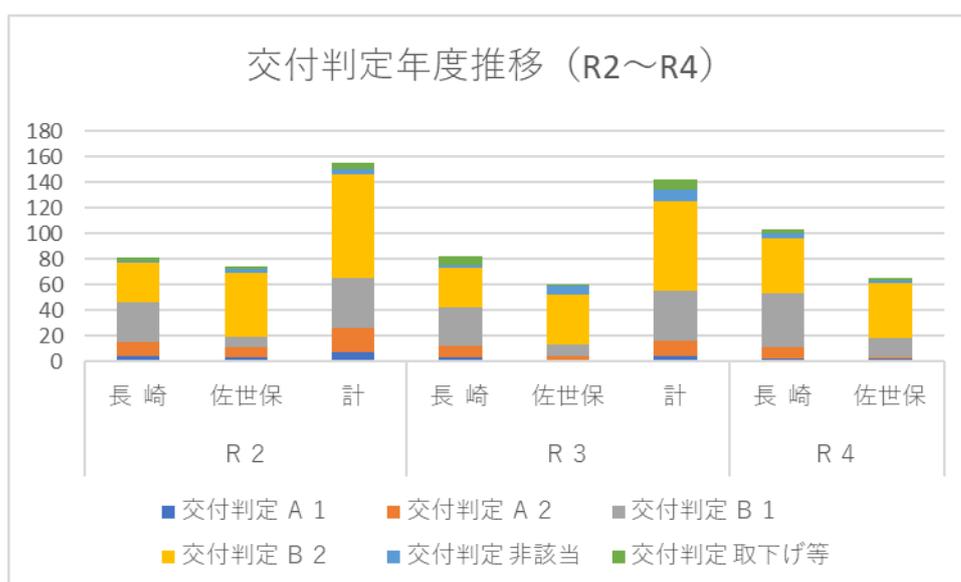
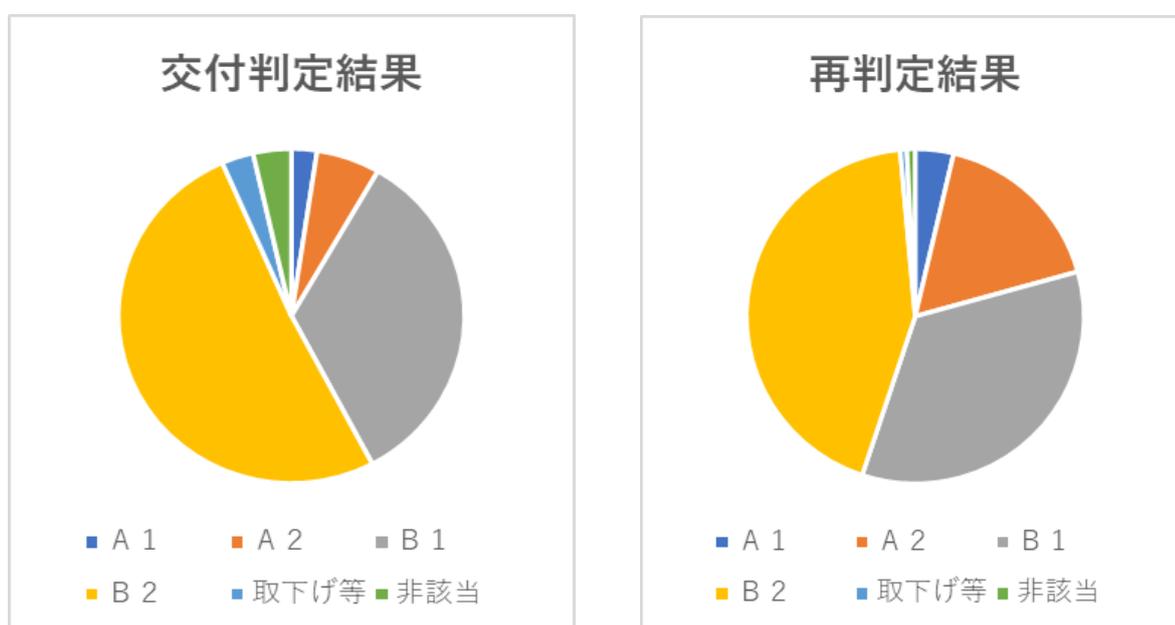
30歳以上の申請については、保護者の高齢化により、手帳を取得のうえ、福祉サービスを利用しながら自活に結びつけたいという動機からの申請が多い。

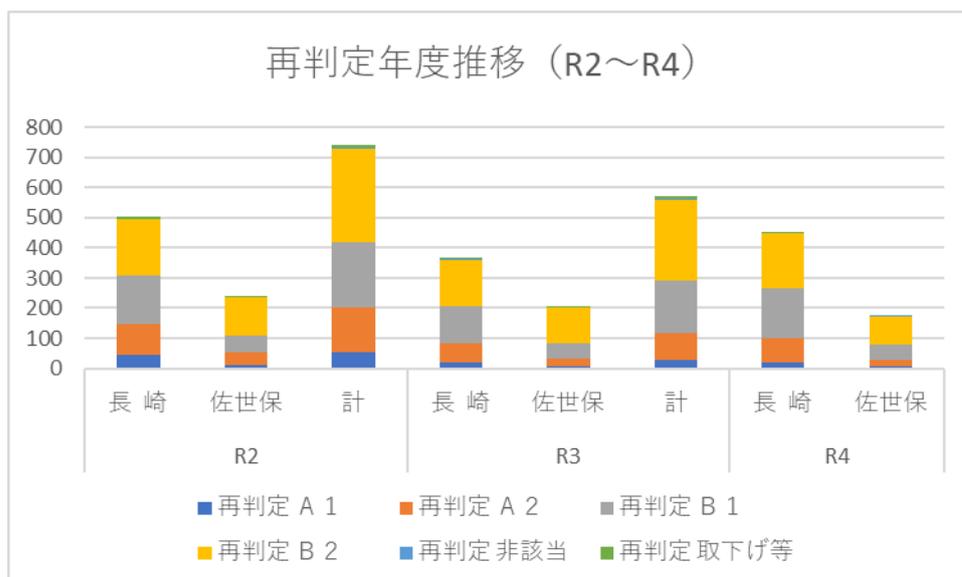


6 判定結果内訳

	交付判定							再判定							合計
	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	
長崎	2	9	42	43	4	3	103	18	83	165	181	2	4	453	556
佐世保	2	1	15	43	2	2	65	5	24	51	92	3	0	175	240
計	4	10	57	86	6	5	168	23	107	216	273	5	4	628	796

- 注 1) 障害の程度表示：A 1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）。
 2) 再判定：障害程度の確認のため、手帳交付後一定期間を経て行う判定。
 3) 非該当：判定の結果、療育手帳の基準に該当しなかったもの。
 4) 取下げ等：申請が取下げられたもの、申請を却下したもの、申請書を返戻したものなど。





()療育手帳所持者数(県障害福祉課調べ)

1 年齢・障害程度別 全県計

(令和5年3月31日現在)

障害別	療育手帳所持者数						
	A	A1	A2	B	B1	B2	計
年齢別							
6歳未満	0	32	58	0	43	45	178
6歳以上～15歳未満	0	342	277	0	366	645	1,630
15歳以上～18歳未満	0	123	81	0	153	491	848
小計	0	497	416	0	562	1,181	2,656
18歳以上～30歳未満	0	691	423	0	717	1,662	3,493
30歳以上～40歳未満	1	602	385	0	593	697	2,278
40歳以上～50歳未満	0	618	422	0	644	579	2,263
50歳以上～60歳未満	2	583	430	3	662	535	2,215
60歳以上～65歳未満	3	251	222	3	319	242	1,040
65歳以上～70歳未満	1	202	214	0	299	186	902
70歳以上	6	278	397	1	582	250	1,514
うち75歳以上	4	140	197	1	280	106	728
小計	13	3,225	2,493	7	3,816	4,151	13,705
合計	13	3,722	2,909	7	4,378	5,332	16,361
	A			B			計
18歳未満	913			1,743			2,656
18歳以上	5,731			7,974			13,705
計	6,644			9,717			16,361

2 市町別・程度別

(令和5年3月31日現在)

市町村名	A	A 1	A 2	B	B 1	B 2	計
長崎市	0	1,171	828	0	1,250	1,280	4,529
佐世保市	2	596	430	0	696	1,138	2,862
島原市	1	152	105	2	147	133	540
諫早市	1	391	303	3	423	497	1,618
大村市	1	295	204	1	336	447	1,284
平戸市	0	83	83	0	128	160	454
松浦市	0	44	65	0	93	139	341
対馬市	3	72	62	0	94	158	389
壱岐市	0	83	63	0	81	163	390
五島市	2	132	115	0	178	161	588
西海市	0	81	77	0	139	140	437
雲仙市	0	144	129	0	185	177	635
南島原市	0	129	128	0	183	156	596
市部計	10	3,373	2,592	6	3,933	4,749	14,663
西彼杵郡	2	154	134	1	172	175	638
長与町	2	94	81	1	96	98	372
時津町	0	60	53	0	76	77	266
東彼杵郡	0	98	74	0	125	248	545
東彼杵町	0	21	20	0	37	60	138
川棚町	0	39	25	0	39	104	207
波佐見町	0	38	29	0	49	84	200
北松浦郡	1	25	37	0	44	64	171
小値賀町	1	6	12	0	12	15	46
佐々町	0	19	25	0	32	49	125
南松浦郡	0	72	72	0	104	96	344
新上五島町	0	72	72	0	104	96	344
郡部計	3	349	317	1	445	583	1,698
合計	13	3,722	2,909	7	4,378	5,332	16,361

3 市町別・年齢別

(令和5年3月31日現在)

市町村名	～6	6～15	15～18	小計	18～30	30～40	40～50	50～60	60～65	65～70	70～	小計	合計
長崎市	49	463	234	746	942	662	635	613	280	237	414	3,783	4,529
佐世保市	17	247	139	403	599	395	432	445	175	160	253	2,459	2,862
島原市	6	42	24	72	129	71	70	72	42	26	58	468	540
諫早市	15	195	100	310	349	263	221	167	94	71	143	1,308	1,618
大村市	34	190	88	312	337	183	163	126	50	44	69	972	1,284
平戸市	6	33	21	60	73	56	75	90	28	28	44	394	454
松浦市	2	26	18	46	67	35	48	40	33	25	47	295	341
対馬市	6	37	20	63	80	42	53	64	29	24	34	326	389
壱岐市	5	35	17	57	107	57	40	40	25	27	37	333	390
五島市	3	29	21	53	111	62	81	115	57	38	71	535	588
西海市	6	37	22	65	81	56	74	47	30	31	53	372	437
雲仙市	1	52	34	87	121	82	88	84	48	55	70	548	635
南島原市	3	54	33	90	127	75	50	76	47	56	75	506	596
市部計	153	1,440	771	2,364	3,123	2,039	2,030	1,979	938	822	1,368	12,299	14,663
西彼杵郡	19	101	29	149	159	91	75	56	26	21	61	489	638
長与町	9	45	17	71	103	60	38	34	15	10	41	301	372
時津町	10	56	12	78	56	31	37	22	11	11	20	188	266
東彼杵郡	4	54	33	91	120	81	82	87	32	23	29	454	545
東彼杵町	2	11	7	20	32	20	21	26	7	6	6	118	138
川棚町	0	24	13	37	51	27	32	31	12	9	8	170	207
波佐見町	2	19	13	34	37	34	29	30	13	8	15	166	200
北松浦郡	2	15	10	27	34	25	23	17	9	12	24	144	171
小値賀町	0	2	3	5	4	10	4	6	4	4	9	41	46
佐々町	2	13	7	22	30	15	19	11	5	8	15	103	125
南松浦郡	0	20	5	25	57	42	53	76	35	24	32	319	344
新上五島町	0	20	5	25	57	42	53	76	35	24	32	319	344
郡部計	25	190	77	292	370	239	233	236	102	80	146	1,406	1,698
合計	178	1,630	848	2,656	3,493	2,278	2,263	2,215	1,040	902	1,514	13,705	16,361

() 障害者権利擁護センター

1 設置の目的

平成 24 年 10 月 1 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、県に「障害者権利擁護センター」を設置することが義務づけられた。これにより、平成 25 年 4 月、長崎こども・女性・障害者支援センター内に「障害者権利擁護センター」を設置している。

2 業務内容

(1) 相談対応および関係機関との連携

障害者虐待（主として使用者による虐待）の相談・通報・届出を受け付けるとともに、市町、労働局等の関係機関と連携・協力し、対応を行っている。

例年、各市町障害者虐待防止センター・労働局・県本庁・県障害者権利擁護センター等が、情報交換等を通して各々の役割を発揮できるように、「市町障害者虐待防止センター等連携会議」を当センターで開催している。令和 4 年度は 8 月 26 日に開催し、17 機関 24 名の参加があった。

(2) 障害者虐待防止・権利擁護研修会の開催

障害福祉サービス事業所等職員を対象に障害者虐待の防止と障害者に対する権利擁護の意識を高めることを目的に開催している。令和 4 年度は 12 月 1 日と 12 月 15 日にオンラインによる研修会を行い、市町職員を含む 274 名の受講があった。

(3) 広報・啓発

障害者虐待の周知や理解を深めるためにパンフレットを作成し、関係機関に配布している。同誌は当センターのホームページに掲載し、広く活用できるようにしている。

3 対応状況等

障害者虐待等に係る相談・通報・届出受理件数

市町からの問い合わせ・相談を含む

(1) 虐待種類別 対象者が重複障害の場合は主な障害の方に計上

年度	対象者 障害別	虐待種類別					総件数
		養護者によるもの	施設従事者によるもの	使用者によるもの	その他・不明	計	
R 2	身体	1				1	15
	知的	1	2	3	1	7	
	精神		1	2		3	
	その他・不明	1	2		1	4	
R 3	身体	2		2		4	23
	知的		3	3	1	7	
	精神	1		9		10	
	その他・不明	2				2	
R 4	身体		1			1	30
	知的	5	3	4		12	
	精神	3	7	1		11	
	その他・不明	1	2	3	0	6	

(2) 内容別

年度	対象者障害別	虐待内容別(重複あり)							総件数
		身体的	性的	心理的	放棄・ 放置	経済的	その他・ 不明	計	
R2	身体				1			1	18
	知的	2		2	2	1	1	8	
	精神			5				5	
	その他・不明	1					3	4	
R3	身体	1		3				4	27
	知的	1	1	5		2		9	
	精神	1		9		1		11	
	その他・不明	2				1		3	
R4	身体				1			1	32
	知的	3		3		7		13	
	精神			8	1	2		11	
	その他・不明	2		3		2		7	

使用者による虐待については、通報受理後、すみやかに労働局に報告を行い、他の種類に関しても、関係機関と連携を図り対応した。

4 研修会等

- 8月26日 市町障害者虐待防止センター等連携会議(当所主催)
集合形式(オンライン形式での参加者もあり)
- 9月6日、9月14日 厚生労働省障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修
9月15日 オンライン研修受講(当所より1名受講)
9月6日はオンラインによるグループワーク受講
- 12月1日、 県障害者虐待防止・権利擁護研修会(当所主催)
12月15日 オンライン研修として開催。

精神障害者支援

こころの健康保持増進

[精神保健福祉センター]

[ひきこもり地域支援センター]

[高次脳機能障害支援センター]

() 精神保健福祉センター(精神保健福祉課)

1 設置の目的

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条(精神保健福祉法)に基づき設置され、知識の普及、調査研究および精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導を行うとともに、保健所およびその他の精神保健福祉関係諸機関に対する技術指導・援助、そして精神保健福祉手帳および自立支援医療費(精神通院医療)に関する専門的判定・交付、精神医療審査会の事務を行う、精神保健および精神障害者の福祉に関する総合的技術センターである。

2 業務内容

(1) 企画立案

県および関係機関への提案・意見具申

(2) 技術指導及び技術援助

保健所等に対する技術指導・技術援助

(3) 人材育成(教育研修)

地域精神保健医療福祉研修の開催

(4) 普及啓発

県民に対し精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発活動(パンフレットの配布、教材の貸し出し等)

(5) 調査研究

「保健所における地域精神保健活動」等調査研究の実施

(6) 精神保健福祉相談

来所相談、電話相談、外来診療の実施

(7) 組織育成

セルフヘルプグループの育成・支援

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神科病院への入院の適否および入院患者の処遇改善・退院請求に関する、精神医療審査会の開催とその事務

(9) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療費に関する支給決定・交付及び精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定

(10) その他

心の健康づくり推進事業(こころの電話)

学校危機へのこころの緊急支援事業(こころの緊急支援対策システム整備事業)

精神障害者社会参加促進事業

自殺総合対策事業

依存症関連事業

災害時こころのケア体制整備事業

精神保健福祉従事者の資質向上
ひきこもり地域支援センター
高次脳機能障害支援センター

() 業務実績

1 企画立案

適宜実施（県庁各課及び関係機関の会議・協議等への出席）。

2 技術指導及び技術援助

保健所等の関係機関が行う地域精神保健福祉活動に対し、専門的な立場から技術指導・援助・協力を行うものである。

平成 25 年度から、ひきこもりに関する相談については、ひきこもり地域支援センターで計上を行っていたが、平成 26 年度からひきこもりに関する相談も精神保健福祉相談に計上。

表 1) 関係機関に対する技術援助回数

	業務 検討会	会 議	研 修 等	講 義	業 務 相 談	連 絡 整 頓	事 例 検 討 会 ₁	ケ ー ス 相 談 ₂	情 報 提 供	そ の 他	合 計
保 健 所	0	3	3	4	6	3	0	8	29	24	80
市 町	0	0	0	0	2	1	0	10	10	7	30
福祉機関 ₃	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	7
教育機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機関	0	0	1	0	0	1	0	10	4	0	16
県（行政） ₄	2	6	3	2	19	2	0	4	10	15	63
そ の 他 ₅	1	8	2	5	1	6	0	4	11	41	79
計	3	17	9	11	28	13	0	36	68	90	275

1 事例検討会：事例への対応について助言者がスーパービジョンするもの

2 ケース相談：事例検討会以外の形態の事例相談・検討

3 福祉機関：福祉事務所、障害者総合支援法関係施設、社会福祉施設 等

4 県（行政）：保健所、福祉事務所を除く県の機関

5 その他：警察関係・司法関係、報道関係、地域活動所、他県機関等

経年的にみた関係機関別の技術援助回数は、表 2 のとおりである。

表 2) 経年的にみた関係機関別技術援助回数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
保 健 所	71	46	112	130	50	80
市 町	20	30	20	23	7	30
福祉機関	6	5	12	12	9	7
教育機関	0	0	0	0	0	0
医療機関	5	11	15	7	41	16
県（行政）	11	3	84	112	76	63
そ の 他	21	5	38	38	65	79

計	134	100	281	322	248	275
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(1) 保健所

保健所に対する技術援助の実施回数

	西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬	長崎市	佐世保市	不明	合計
会議	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3
研修会等	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3
業務相談	2	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	6
連絡調整	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
ケース相談	1	4	0	0	0	0	0	0	0	3	0	8
情報提供	5	9	5	1	1	1	1	1	0	4	0	28
講義	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4
その他	7	3	4	4	2	1	0	0	2	1	0	24
合計	15	18	11	8	5	4	3	1	3	10	0	78

< 保健所支援事業 >

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所に対して専門性の高い相談、広域的な対応が必要な事業への技術的支援を行った。

保健所名	回数	内容
西彼保健所	2回	・ひきこもり支援研修会の講師 ・精神保健福祉事業の企画検討
県央保健所	2回	・管内精神保健関係連絡会(R3年度までは警察署連絡会)において、精神保健福祉法に基づく通報と措置入院の講義及び会議での助言 ・精神科救急医療連携事業意見交換会でのアドバイザー
県南保健所	1回	・ひきこもり支援関係者研修会の講師
県北保健所	2回	・県北地域ひきこもり関係者研修会の講師・助言者 ・佐世保・県北地域切れ目のない医療を考える研修会(精神科救急医療連携)の講師・助言者
五島保健所	2回	・ひきこもり・不登校支援担当者連絡会での講師・オブザーバー ・社会参加促進事業にも包括の指標の活用に向けての市職員との検討の場での助言
上五島保健所	2回	・上五島地域精神保健福祉連携関係者連絡会でのオブザーバー ・地域精神保健医療福祉協議会へオブザーバー
壱岐保健所	1回	・壱岐地域不登校・ひきこもり支援連携会議の講師
対馬保健所	1回	・ひきこもり家族懇話会でのひきこもり当事者又はピアサポーターとして講話していただける講師の紹介
佐世保市保健所	2回	・高次脳機能障害への具体的支援について(障害者事業所等の職員向け研修の講師) ・ひきこもり関係者事例検討会
計	15回	

(2) 実習・見学受け入れ、講師派遣

技術援助として実習・見学の受け入れや講演会・研修会の講師派遣を実施している。
内訳は以下のとおりである。

実習・見学

・なし

講演会・研修会の講師等派遣

実施日	名称および演題	主催	参加人数	従事者(職種)
R4.4.9	消費生活相談員研修	消費生活センター	23	医師
R4.7.15	健康教育(薬物)	諫早高校定時制	26	保健師
R4.7.21	健康教育(ゲーム)	大村高校定時制	18	保健師
R4.9.12	人材活躍支援センターとの連絡会	障害福祉課	9	保健師 社福
R4.9.13	ひきこもり家族のつどい	西彼保健所	4	社福
R4.9.26	地域包括・居宅介護支援センター協議会研修	地域包括・居宅介護支援センター協議会	24	社福
R4.10.12	出前講座	長崎北東ロータリークラブ	27	保健師
R4.10.15	ギャンブル等依存症支援者養成研修	長崎大学	19	医師
R4.11.1	壱岐保健所ひきこもり支援関係者会議	壱岐保健所	23	OT
R4.11.28	県南保健所ひきこもり支援関係者連絡会・研修会	県南保健所	23	OT
R4.11.29	精神障害者支援の障害特性と支援技術を学ぶ研修会	長崎県相談支援専門員協会	82	医師
R4.11.30	障がい福祉サービス事業所研修会(専門講座)	佐世保市保健所	68	ST
R4.12.2	県北保健所ひきこもり支援研修会	県北保健所	26	OT
R4.12.2	出前講座	山澄地区自治協議会 防犯防災部会	12	保健師
R5.1.12	生活困窮者自立支援制度人材養成研修	福祉保健課	47	医師 OT
R5.1.17	薬物事犯による刑務所出所者などの引受人会	長崎保護観察所	20	保健師
R5.1.27	五島保健所社会参加促進事業研修会	五島保健所	19	OT
R5.1.27	五島保健所管内ひきこもり支援関係者連絡会	五島保健所	19	OT
R5.2.3	ピアサポート研修事業	長崎県相談支援専門員協会	50	OT

R5.2.3	e-ラーニング	長崎大学子ども心の医療・教育センター	不明	ST
R5.2.8	出前講座	大村市社会福祉協議会	12	社福
R5.2.14	佐世保県北地域切れ目のない医療を考える交流会	県北保健所	42	医師
R5.2.19	佐世保市障害者専門員研修会	佐世保市障害者相談員協会	12	OT
R5.3.12	ゲートキーパー養成講座	take it 虹!	16	社福
R5.3.13	ピアサポート研修事業	長崎県相談支援専門員協会	50	OT

P S W = 精神保健福祉士 C P = 臨床心理士 O T = 作業療法士

P T = 理学療法士 S T = 言語聴覚士 社福 = 社会福祉士

3 人材育成（教育研修）

(1) 実績

研修会名	実施日	参加内訳（上段：機関数、下段：参加人数）									合計
		保健所	市町	福祉事務所	医療機関	介護保険施設	設 障害者支援施設	社会福祉施設	その他	(再)当事者家族	
令和4年度長崎県ギャンブル等依存症講演会	5/14	5	3		4		2	1	19	(2)	34
		14	3		6		2	1	29	(3)	55
ひきこもり支援担当者研修会	6/6	8	2						2		12
		18	4						6		28
CRT登録研修会	8/24	1	5	1	2			1	32		42
		3	13	2	3			1	43		65
令和4年度小児高次脳機能障害支援研修会	8/29	3	1		5			17	30	(1)	56
		5	1		5			29	75	(22)	115
精神保健福祉初任者研修	9/2	8	14	1	1		1	2	4		31
		21	48	2	1		2	4	9		87
社会参加促進事業研修会	9/26	8	12	1	7		6	20	3	(1)	57
		21	15	4	10		12	29	15	(2)	106
ピアサポートに関する研修会	10/25	6	6		2		4	3	8		29
		9	9		3		6	3	27		57
社会参加促進事業保健所等担当者研修会	11/14	7	12		7		2	10	2		40
		25	18		13		2	15	6		79

ひきこもり支援スキルアップ研修会	12/9	7	30		7		2	45	4		95
		12	65		13		2	102	14		208
令和4年度高次脳機能障害支援研修会	1/26	6	2		20	1	1	9	12	(1)	51
		7	3		36	1	1	21	15	(1)	84
CRT フォローアップ研修会	2/11	2	2		1			1	12		18
		3	2		1			1	18		25
令和4年度ギャンブル等依存症支援スキルアップ研修会	3/1	7	6		9			2	4		29
		15	13		14			4	9		63
機関数合計		68	95	3	65	1	18	114	130	(5)	494
参加者数合計		153	194	8	105	1	27	217	267	(28)	972

4 普及啓発

(1) 講演会 (長崎県精神保健福祉協会と共催分)

月日	主催者	場所	講師	テーマ・内容	人数
R4.7.23	認知症の人と家族の会 長崎県支部 雲仙地区 かおり会	雲仙市 千々石公民館	出口病院認知症 疾患医療センター 宮川由香 先生	人と人が直接つながることの意味 について考える	50
R4.7.30	認知症の人と家族の会 長崎県支部 諫早つつじ会	諫早市 社会福祉会館 2 F	長崎介護実践研究所 代表 金松敏信 氏	成年後見制度の実際について ～ 認知症の人の尊厳を守るために～ ・ 成年後見制度の基礎的知識 ・ 具体的な実例を挙げてより解りやすい制度、利用の効果など。	50
R4.8.26	長与町立高田中学校	長与町立高田中学校	真珠園療養所 福田健一郎 先生	統合失調症の理解について 本人へのかかわり方、保護者へのかかわり方	20
R4.10.6	認知症の人と家族の会 長崎県支部 杵岐地区会 「はまべの会」	杵岐市勝本町 ふれあいセンター かざはや	川崎幸クリニック (神奈川県) 杉山孝博 院長	認知症の理解と援助 ～ 認知症になっても安心して住み続けられる地域づくり～	50
R4.10.26	認知症の人と家族の会 長崎県支部 佐世保地区会 はなみずき会	佐世保市まちなか コミュニティセンター	有限会社 あんのん 白仁田 敏史 氏	認知症の人と介護家族の支援 ～ 介護事業所の立場から伝えたいこと～	50
R4.10.29	認知症の人と家族の会 長崎地区 あじさい会	茂里町ハートセンター 2 F	大分県ピアサポーター代表 戸上 守	一足先に認知症になった私からあなたへ	124
R4.11.10	長崎県ひきこもり家族会 「花たば」	長崎こども・女性・障害者支援センター 2階	WRAP ファシリテーター/ リハビリ・レッズ ふくおか講師 馬渡春彦 氏	コロナ禍での元気回復行動プランを学ぼう	20
R4.11.11	認知症の人と家族の会 長崎県支部 大村わらべ会	プラットおおむら 4F 大会議室	長崎大学地域包括ケア教育センター長 永田康浩 先生	・ 地域包括ケアについて「地元での活動の知恵」を学ぶ ・ 辻フミヨさん (100才) から学ぶ	70
R4.11.25	認知症の人と家族の会 島原お城の会 島原市包括支援センター	島原市森岳公民館	島原保養院 柴田和英 院長	認知症の理解と対応について	43

R5.3.10	野の花風館	野の花風館	北御門保健師 喜多管理栄養士 寺園管理栄養士 (雲仙市)	野菜で生活習慣病の予防を ～心と体の健康は日々の食生活から～	50
講演会開催数 10 回 参加人数合計 527 人					

(2) 刊行物

<パンフレット、リーフレット>

- ・高次脳機能障害支援のための長崎県内医療機関一覧 (Vol.5)
- ・高次脳機能障害にかかる相談支援で活用できる社会資源
- ・高次脳機能障害の方の自動車運転再開支援に関する長崎県内医療機関一覧 (Vol.1)
- ・ゲーム依存相談対応ハンドブック及び保護者向けリーフレット
- ・あなたが大切～自殺から目をそらさないで！命を守るために～

上記刊行物は当センターのホームページ ([長崎こども・女性・障害者支援センター](#)) で検索) からダウンロードができます。

(3) 教材貸出

	図書	ビデオ	パネル	DVD
回数	0回	0回	0回	0回
貸出数	0冊	0本	0枚	0枚

5 調査研究

(1) 研究発表

- ・第58回全国精神保健福祉センター研究協議会

行政機関が高次脳機能障害支援普及事業の支援拠点機関を担う上での役割について

長崎県における高次脳機能障害支援普及事業の経緯を踏まえ (報告)

長崎こども・女性・障害者支援センター

(長崎県高次脳機能障害支援センター)

兼俵敬太、太田尾有美、兼俵敬太、中村美穂、桑野真澄、一ノ瀬由紀子、稗園砂千子、加来洋一

- ・令和4年度長崎県公衆衛生研究発表会

長崎県の「8050」世帯におけるひきこもりの現状と課題について (報告)

長崎こども・女性・障害者支援センター

原田洋平、鬼塚帆奈美、梯ひかる、中村美穂、桑野真澄、一ノ瀬由紀子、稗園砂千子、加来洋一

6 精神保健福祉相談（外来診療を含む）

（1）面接相談および診療の実績

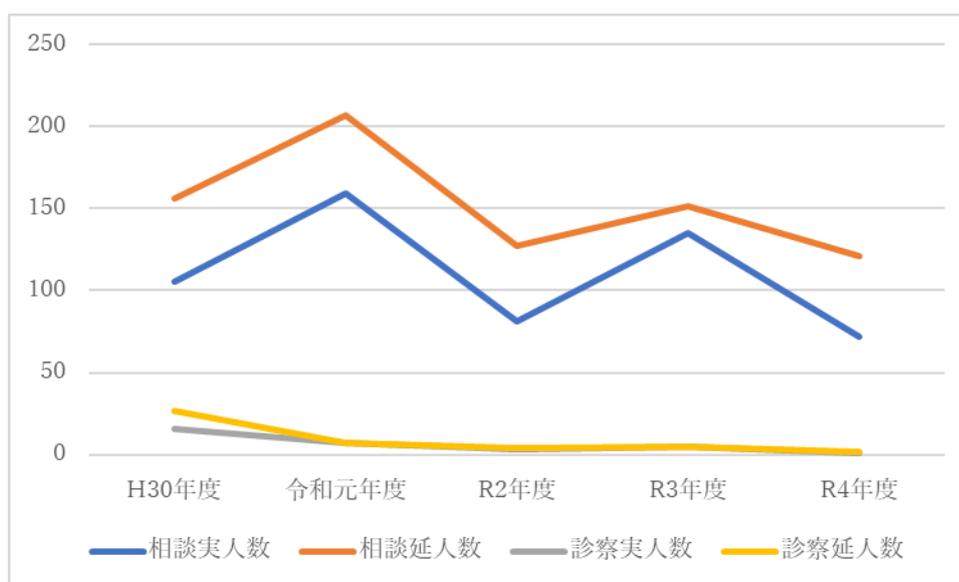
区分	実人数									延件数			
	新規来所者			継続来所者			合計			男性	女性	不明	計
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計				
相談	41	16	57	9	6	15	50	22	72	82	39	0	121
診療	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	0	2
合計	41	17	58	9	6	15	50	23	73	82	41	0	123

新規来所者：初めて当センターに来所した者

継続来所者：令和3年度以前にも来所したことがある者

延件数：実人数（新規及び継続来所者）が継続相談・診療をした総件数

経年的に見た相談・診療の実延件数（平成29年度～令和4年度）



	H30年度	令和元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談実人数	105	159	81	135	72
相談延人数	156	207	127	151	121
診察実人数	16	7	3	5	1
診察延人数	27	7	4	5	2

新規来所者（実数）の来所経路

区 分	相談	診療	計	割合(%)
相談者自身	36	0	36	67.9
家族から勧められて	6	0	6	10.3
知人・友人の紹介	5	0	5	8.6
精神科病院	0	1	1	2.6
保健所	0	0	0	0
市町	1	0	1	1.9
その他	9	0	9	15.5
合 計	57	1	58	100.0

来所者

区 分	実人数	延件数	割合(延、%)
本人	35	76	61.8
父・母	24	31	25.2
配偶者	5	6	4.9
同胞、その配偶者	4	5	4.1
子ども、その配偶者	2	2	1.6
その他	3	3	2.4
合 計	73	123	100.0

「本人」は家族などが同伴した場合も含む

年齢別

年齢区分	実人数			延件数			割合(%)
	相談	診療	計	相談	診療	計	
0～15歳	1	0	1	1	0	1	0.8
16～19歳	6	0	6	6	0	6	4.9
20～29歳	13	0	13	21	0	21	17.1
30～39歳	22	0	22	36	0	36	29.3
40～49歳	9	1	10	17	2	19	15.4
50～59歳	13	0	13	20	0	20	16.3
60歳以上	8	0	8	18	0	18	14.6
不明	0	0	0	0	0	0	0
合 計	72	1	73	121	2	123	100.0

住所別

市 町	実人数			延件数			
	相談	診療	計	相談	診療	計	割合(%)
長崎市	51	1	52	96	2	98	79.7
佐世保市	0	0	0	0	0	0	0
島原市	0	0	0	0	0	0	0
諫早市	4	0	4	6	0	6	4.9
大村市	1	0	1	1	0	1	0.8
平戸市	0	0	0	0	0	0	0
松浦市	0	0	0	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0	0	0	0
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0
五島市	0	0	0	0	0	0	0
西海市	0	0	0	0	0	0	0
雲仙市	1	0	1	1	0	1	0.8
南島原市	0	0	0	0	0	0	0
西彼杵郡	11	0	11	13	0	13	10.6
東彼杵郡	1	0	1	1	0	1	0.8
北松浦郡	0	0	0	0	0	0	0
南松浦郡	0	0	0	0	0	0	0
県外	3	0	3	3	0	3	2.4
不明	0	0	0	0	0	0	0
合 計	72	1	73	121	2	123	100.0

相談内容

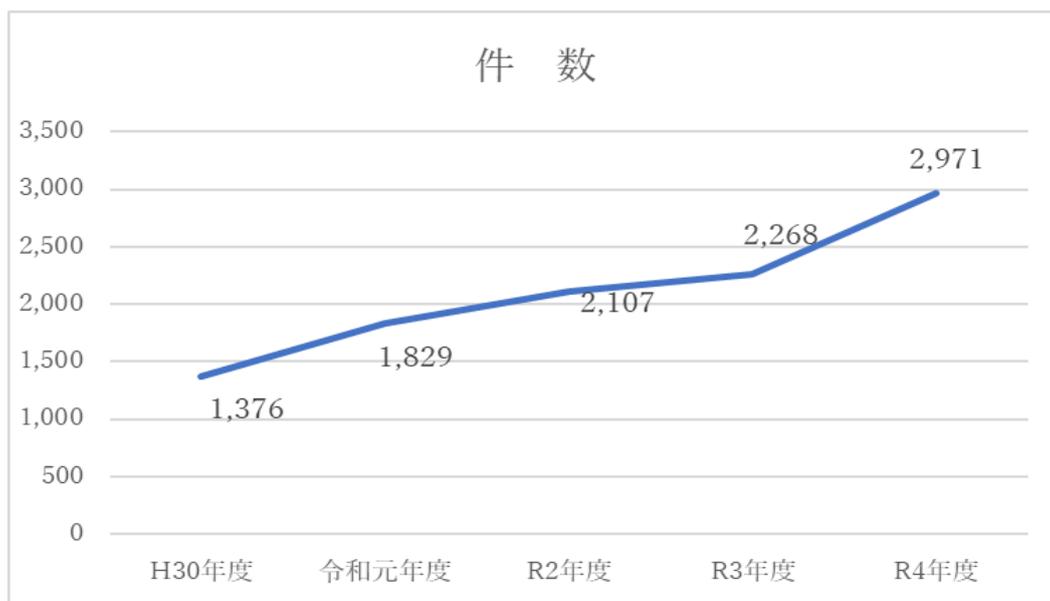
内容	実人数			延件数			
	相談	診療	計	相談	診療	計	割合(%)
老人精神保健	1	0	1	1	0	1	0.8
社会復帰	0	0	0	0	0	0	0
アルコール	6	0	6	7	0	7	5.7
薬物	1	0	1	1	0	1	0.8
ギャンブル	23	0	23	51	0	51	41.5
ゲーム障害	1	0	1	2	0	2	1.6
その他の依存	1	0	1	2	0	2	1.6
ひきこもり	24	0	24	40	0	40	32.5
思春期	1	0	1	1	0	1	0.8
心の健康づくり	2	0	2	3	0	3	2.4
うつ・うつ状態	1	1	2	1	2	3	2.4
その他	11	0	11	12	0	12	9.8
(該当内容を再掲)	1. 発達障害	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	2. 自殺関連	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	3. 自殺者の遺族	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	4. 犯罪被害	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	5. 災害	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	6. 摂食障害	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	72	1	73	121	2	123	100.0

平成 25 年度から、ひきこもりに関する相談については、「ひきこもり地域支援センター」の項に別途計上していたが、平成 26 年度から精神保健福祉相談に含めて計上し、「ひきこもり地域支援センター」の項には再掲とする。

(2) 電話相談

経年的にみた電話相談件数

平成 25 年度から、ひきこもりに関する相談については、「ひきこもり地域支援センター」の項に別途計上していたが、平成 26 年度から精神保健福祉相談に含めて計上し、「ひきこもり地域支援センター」の項には再掲とする。



相談者

区 分	男性	女性	不明	延件数	割合(%)
本人	1,554	1,010	11	2,575	86.7
父・母	94	71	6	171	5.8
配偶者	28	6	0	34	1.1
同胞・その配偶者	23	22	0	45	1.5
子ども・その配偶者	17	15	0	32	1.1
その他の親族	5	9	1	15	0.5
知人・隣人	12	10	3	25	0.8
同僚・上司	3	2	2	7	0.2
機関	8	10	5	23	0.8
その他	3	11	1	15	0.5
不明	15	3	11	29	1.0
合 計	1,762	1,169	40	2,971	100.0

年齢別（対象者）

年齢区分	男性	女性	不明	延件数	割合(%)
0～6歳	0	2	0	2	0.1
6～12歳	1	6	1	8	0.3
12～15歳	9	4	2	15	0.5
15～19歳	11	27	3	41	1.4
20～29歳	100	59	2	161	5.4
30～39歳	78	84	2	164	5.5
40～49歳	463	254	0	717	24.1
50～59歳	765	466	5	1,236	41.6
60歳以上	130	91	2	223	7.5
不明	186	176	23	385	13.0
合計	1,762	1,169	40	2,971	100.0

住所別

市 町	男性	女性	不明	延件数	割合(%)
長崎市	857	613	11	1,481	49.8
佐世保市	52	38	1	91	3.1
島原市	12	17	0	29	1.0
諫早市	204	25	0	229	7.7
大村市	16	59	1	76	2.6
平戸市	8	9	0	17	0.6
松浦市	10	1	1	12	0.4
対馬市	1	1	0	2	0.1
壱岐市	0	2	0	2	0.1
五島市	7	8	0	15	0.5
西海市	9	5	0	14	0.5
雲仙市	10	6	1	17	0.6
南島原市	9	178	0	187	6.3
西彼杵郡	371	14	1	386	13.0
東彼杵郡	18	3	0	21	0.7
北松浦郡	10	9	0	19	0.6
南松浦郡	6	0	0	6	0.2
県外	28	17	1	46	1.5
不明	134	164	23	321	10.8
合計	1,762	1,169	40	2971	100.0

相談内容

内 容	男性	女性	不明	延件数	割合(%)	
老人精神保健	5	11	1	17	0.6	
社会復帰	0	1	0	1	0.03	
アルコール	35	12	1	48	1.6	
薬物	3	6	1	10	0.3	
ギャンブル	84	29	3	116	3.9	
その他の依存	6	9	1	16	0.5	
ひきこもり	33	21	3	57	1.9	
思春期	8	14	0	22	0.7	
心の健康づくり	44	74	2	120	4.0	
うつ・うつ状態	75	85	2	162	5.5	
ゲーム障害	5	0	0	5	0.2	
てんかん	1	1	0	2	0.1	
摂食障害	0	8	0	8	0.3	
その他	1,463	898	26	2,387	80.3	
(該当内容を再掲)	1. 発達障害	(0)	(0)	(0)	(0)	
	2. 自殺関連	(103)	(60)	(2)	(165)	
	3. 自殺者の遺族	(5)	(3)	(1)	(9)	
	4. 犯罪被害	(0)	(0)	(0)	(0)	
	5. 災害	(0)	(0)	(0)	(0)	
	6. 摂食障害	(0)	(0)	(0)	(0)	
合 計	1,762	1,169	40	2,971	100.0	

7 組織育成

(1) 概要

精神保健福祉の向上を図るため、当事者会や家族会などの組織の育成に努めている。

(2) 支援回数・支援内容

組織別支援回数の推移

組織名	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
長崎県精神障害者団体連合会	4	10	10	2	3
長崎県精神障害者家族連合会	1	3	1	0	1
長崎県断酒連合会、AA長崎	5	4	2	0	2
長崎県精神保健福祉協会	1	4	0	0	4
長崎県ひきこもり家族会『花たば』	4	1	0	4	9
NPO法人 ちゅーりっぷ会 長崎ダルク	11	34	0	3	1
NPO法人 自死遺族支援ネットワーク Re	5	6	3	7	5
その他	13	18	6	5	4
合計	44	80	22	21	29

支援内容および回数

組織名	会議	運営 相談	連絡 調整	情報 提供	準備 協力	大会 行事	その他	合計
長崎県精神障害者団体連合会	0	0	0	0	2	1	0	3
長崎県精神障害者家族連合会	0	0	0	0	0	1	0	1
長崎県断酒連合会、AA長崎	0	0	0	0	1	1	0	2
長崎県精神保健福祉協会	3	0	0	0	0	0	1	4
長崎県ひきこもり家族会『花たば』	0	0	0	0	0	0	9	9
NPO法人 ちゅーりっぷ会 長崎ダルク	0	0	0	0	0	0	1	1
NPO法人 自死遺族支援ネットワーク Re	0	0	0	0	0	0	5	5
その他	0	0	0	0	0	0	4	4
合計	3	0	0	0	3	3	20	29

組織概要

- 1 長崎県精神障害者団体連合会（ちょうせいれん）
県内各地の精神障害者当事者会の県連合組織。
- 2 長崎県精神障害者家族連合会（ちょうかれん）
精神障害者を家族に持つ方のための県連合組織。

- 3 長崎県断酒連合会
アルコール依存症からの回復を目指す当事者の県単位の連合組織。
- 4 AA（アルコホーリクス・アノニマス）長崎
飲酒の問題があり、その飲酒のとらわれから回復しようという人たちの自助グループ。
- 5 長崎県精神保健福祉協会
精神保健福祉に関する普及啓発活動を行う団体。当センターに事務局が設置されている。
- 6 長崎県ひきこもり家族会『花たば』
ひきこもりの問題で悩む家族のための会。
- 7 NPO法人 ちゅーりっぷ会 長崎ダルク
薬物依存症者やその家族に対して、薬物依存からの回復及び社会復帰を支援する団体。
- 8 NPO法人 自死遺族支援ネットワーク Re
自死遺族への支援、自殺対策（情報提供）などの活動を行う団体。

8 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は精神保健福祉法第12条に基づき、精神障害者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために設置された第三者機関で、その事務は平成14年度から当センターの固有事務となった。

審査会は、医療に関し学識経験を有する者（医療委員）、法律に関し学識経験を有する者（法律家委員）、保健又は福祉に関し学識経験を有する者（有識者委員）で構成され、医療保護入院・措置入院の可否、処遇の適否、退院請求及び処遇改善請求の審査を行っている。

退院請求及び処遇改善請求に関しては、センター内に専用電話を設置し、直接、入院患者からの相談を受けている。請求を受理した場合は、原則、医療委員・法律家委員もしくは有識者委員で構成されるメンバーで、入院先の医療機関に出向き、本人、主治医、家族等の意見を聴取するとともに、現場の確認を行い、その結果に基づき審査会で最終判断をし、結果を県知事あて報告している。

（1）長崎県精神医療審査会の審査状況

定期病状報告書等受案件数

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定期の報告等		2,644	2,307	2,375	2,226	2,114
医療保護入院者の入院届		1,708	1,435	1,563	1,434	1,393
定期病状報告	医療保護入院	921	856	795	775	705
	措置入院	15	16	17	17	16

退院等請求受案件数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
退院等の請求	59	74	59	65	30
退院の請求	32	41	37	41	21
処遇改善の請求	27	33	22	24	9

電話相談受案件数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
審査会報告件数（A）	1,106	1,216	996	807	761
全相談件数（B）	1,128	1,245	1,009	820	799
A / B（％）	98.0	98.0	98.7	98.4	95.2

（2）請求受理から審査結果通知までの日数

退院請求及び処遇改善請求を受理した日から、審査結果を通知するまでの平均日数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平均日数	24.3	19.8	28.5	30.8	22.9

9 自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

(1) 自立支援医療費支給認定等判定委員会の開催

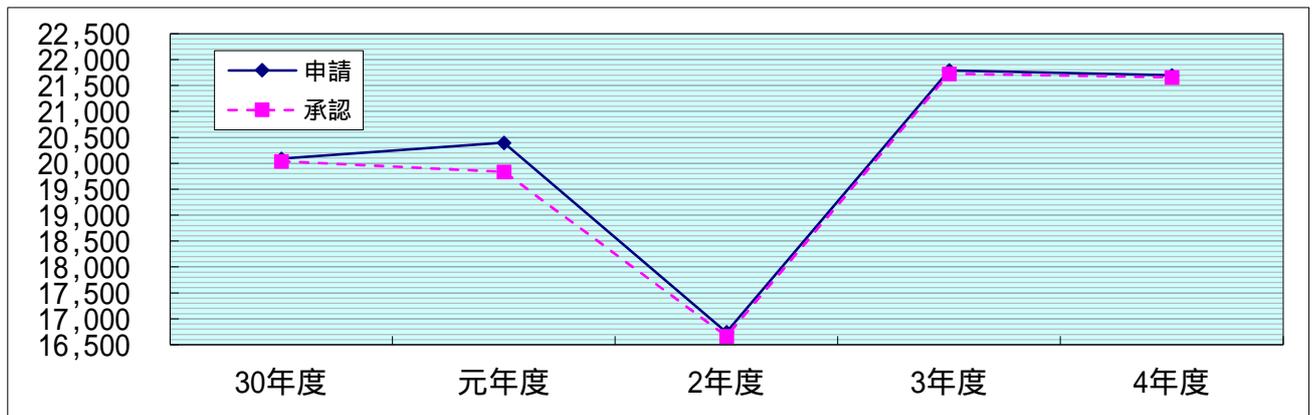
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 53 条の規定による自立支援医療費（精神通院医療）の支給及び精神保健福祉法第 45 条の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請にかかる審査判定業務を行なうため、自立支援医療費支給認定等判定委員会設置要綱に基づき、自立支援医療費支給認定等判定委員会を設置し毎月 1 回開催している。

(2) 自立支援医療受給者証（精神通院）等の交付状況

自立支援医療受給者証（精神通院）交付状況（件数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申請	20,088	20,397	16,745	21,795	21,699
承認	20,042	19,837	16,668	21,731	21,660

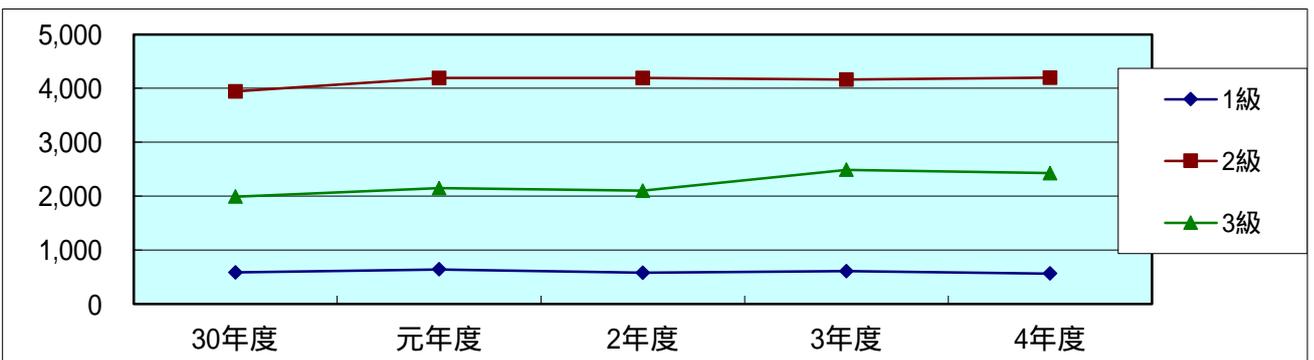
承認には前年度中に申請を受理し当該年度承認になったものを含む。



精神障害者保健福祉手帳交付状況（件数）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
申請	6,651	7,018	6,932	7,291	7,785
承認	6,522	6,984	6,868	7,258	7,192
1 級	585	642	575	605	564
2 級	3,945	4,195	4,194	4,164	4,199
3 級	1,992	2,147	2,099	2,489	2,429

承認には前年度中に申請を受理し当該年度承認になったものを含む。



10-1 心の健康づくり推進事業（こころの電話）

（昭和60年6月18日 厚生省保健医療局長通知）

昭和60年度から精神保健センターの地域精神保健活動の一環として心の健康づくり推進事業別添「心の健康づくり推進事業実施要領」により実施することとした。

心の健康づくり推進事業実施要領（一部抜粋）

3 事業内容

（2）心の健康づくり相談事業

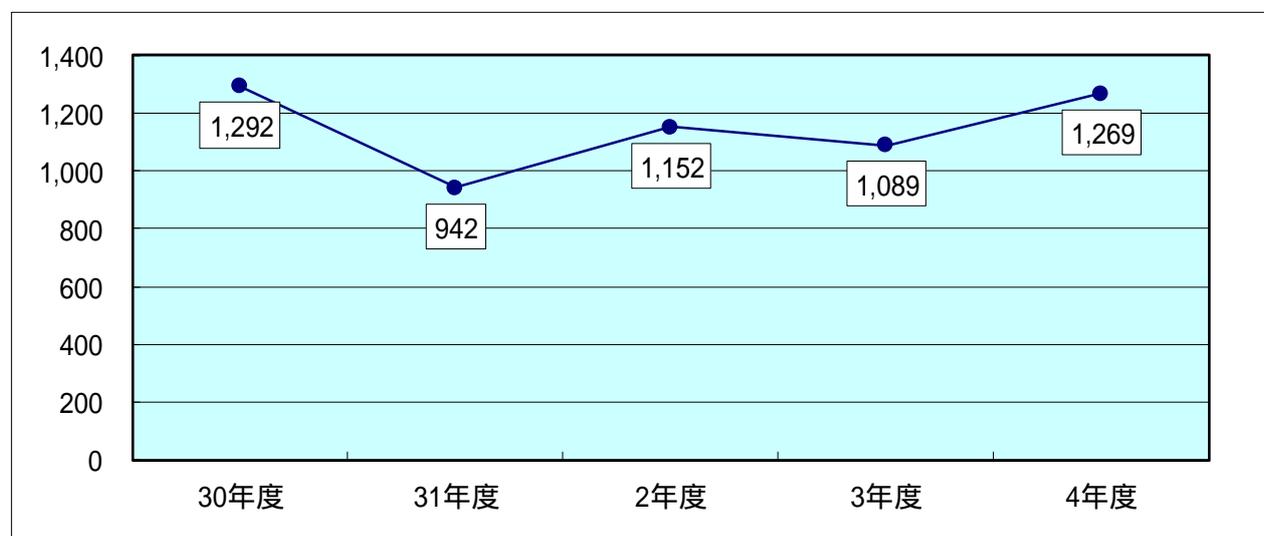
精神保健センターにおいて、専門知識を有する者により面接相談及び電話相談（「こころの電話」）の窓口を設置し、地域住民が気軽に心の健康づくりについて相談できるような体制を整備する。

なお、電話相談においては、専門電話を設置するとともに、利用者の便宜をはかるため、窓口の時間等についても十分配慮する。（以下省略）

（1）概要

長崎県では、昭和59年4月から精神保健福祉センターに専用電話を設置し相談を受けている。保健医療等の専門家でない専任相談員による電話相談事業であり、医療機関や行政機関に相談しにくい心の悩みについて、県民が気軽に利用できるように配慮されている。

（2）相談実績



電話をかけてきた人

区分	男性	女性	不明	合計	割合(%)
本人	569	663	33	1265	99.7%
家族・親族	1	2	0	3	0.2%
その他	0	1	0	1	0.1%
合計	570	666	33	1269	100.0%

年代別相談対象者数

区 分	男性	女性	不明	合計	割合 (%)
0～6歳	0	0	0	0	0.0%
6～12歳	0	0	0	0	0.0%
12～15歳	0	0	0	0	0.0%
15～19歳	1	1	0	2	0.2%
20～29歳	19	7	0	26	2.0%
30～39歳	6	90	0	96	7.6%
40～49歳	168	61	0	229	18.0%
50～59歳	293	290	0	583	45.9%
60～69歳	1	5	0	6	0.5%
70歳～	2	120	0	122	9.6%
不明	75	97	33	205	16.2%
合 計	565	671	33	1269	100.0%

住所地

区 分	男性	女性	不明	合計	割合 (%)
長崎市	55	215	0	270	21.3%
佐世保市	64	135	0	199	15.7%
島原市	2	2	0	4	0.3%
諫早市	1	37	0	38	3.0%
大村市	1	86	0	87	6.9%
平戸市	10	39	0	49	3.9%
松浦市	1	0	0	1	0.1%
対馬市	0	0	0	0	0.0%
壱岐市	0	1	0	1	0.1%
五島市	0	21	0	21	1.7%
西海市	1	1	0	2	0.2%
雲仙市	1	0	0	1	0.1%
南島原市	0	1	0	1	0.1%
西彼杵郡	32	1	0	33	2.6%
東彼杵郡	0	1	0	1	0.1%
北松浦郡	1	0	0	1	0.1%
南松浦郡	0	0	0	0	0.0%
県外	302	25	0	327	25.8%
不明	94	106	33	233	18.4%
合 計	565	671	33	1269	100.0%

10-2 学校危機へのこころの緊急支援事業 (こころの緊急支援対策システム整備事業)

長崎県では、平成 15、16 年と県内で子どもをとりまく痛ましい事件が発生したことを受け、地域精神保健活動の緊急課題とし、平成 17 年度新規事業として「こころの緊急支援対策システム整備事業」に取り組んだ。

精神保健福祉センターが本事業の運営を担当することとなり、「学校危機へのこころの緊急支援事業」の名称で事業化され、平成 17 年 6 月から活動を開始した。

(1) 概要

目的

長崎県内において、危機的な事件・事故、災害等が突発的に発生した場合、こころの緊急支援チームを派遣し、学校という子どもを取り巻く場を安定させ、二次被害の拡大防止とこころの応急処置を行うことを目的とする。

事業内容

ア こころの緊急支援チームの設置

本事業に理解を有する精神保健の専門家で編成された多職種のチームを設置する。

イ 派遣対象

長崎県内の小・中・高等学校及び特別支援学校に所属する子ども達の多くが心に傷を受ける可能性がある災害・事故・事件で単発の出来事かつ、学校・学級の危機に限定する。

(2) 実績

CRT登録者数

53名(令和4年12月1日～令和5年11月30日)

	指揮担当	直接ケア担当	チーム員支援担当	計
医師	1	1		2
看護師			1	1
保健師		4	8	12
心理技術職	3	15	3	21
精神保健福祉士		2	1	3
スクールソーシャルワーカー		7	5	12
社会福祉士				
作業療法士		1	1	2
計	4	30	19	53

心理技術職：臨床心理士、公認心理師、心理士、スクールカウンセラー等

C R T 派遣実績

年度	中規模(レベル)	小規模(レベル)	合計
平成 17 年度	2 件(弱)	3 件()	5 件
平成 18 年度	1 件(強)	2 件()	3 件
平成 19 年度		1 件()	1 件
平成 20 年度		1 件()	1 件
平成 21 年度～25 年度			0 件
平成 26 年度	1 件(強)		1 件
平成 27 年度～29 年度			0 件
平成 30 年度	1 件(弱)		1 件
令和元年度	1 件(強)		1 件
令和 2 年度～3 年度			0 件
令和 4 年度	2 件(弱、 強)		2 件

「こころの緊急支援チーム」運営委員会の開催

運営委員 12 名 開催日：令和 4 年 11 月 2 日（水） オンライン開催

(3) 「学校危機へのこころの緊急支援事業」に係るチーム員研修

こころの緊急支援チーム運営委員会（事務局：長崎こども・女性・障害者支援センター）として、チーム員登録研修会を行った。

開催日	研修会名・内容	講師・助言者等	参加者
R4.8.23	登録研修会 場所 長崎こども・女性・障害者支援センター （大会議室よりオンライン配信） 事業説明 「学校危機へのこころの緊急支援事業」 講義 （1）「精神科医からみた CRT について」 （2）「学校における緊急支援および自 死事案について～体験から語る ～」 （3）「登録区分の役割と実際について」	長崎こども・女性・障害者 支援センター 梯 ひかる氏 長崎こども・女性・障害者 支援センター 所長 加来洋一氏 長崎県スクールカウンセラー 村山 晶代氏 長崎こども・女性・障害 者支援センター 梯ひかる氏	42 機関 65 人

R5 . 2.11	<p>フォローアップ研修会</p> <p>場所 長崎こども・女性・障害者支援センター (大会議室 集合型)</p> <p>事業説明「学校危機へのこころの緊急支援事業」</p> <p>講話「CRT 活動の実際」</p> <p>演習 出動チームに分かれて派遣の流れを体験 (1) 派遣要請(グループワーク) (2) 学校との初回協議(デモンストレーション) (3) 初回 CRT ミーティング(ロールプレイ) (4) 個別面接 ・講義～個別面接の心得～ ・デモンストレーション (5) 分かち合い ・グループワーク</p>	<p>長崎こども・女性・障害者支援センター 梯ひかる氏</p> <p>長崎大学大学院教育学研究科 教授 内野成美氏</p> <p>長崎大学大学院教育学研究科 教授 内野成美氏</p>	<p>18 機関 25人</p>
-----------	---	---	--------------------------

10-3 精神障害者社会参加促進事業

平成16年9月に、国が取りまとめた「精神保健福祉の改革ビジョン」において「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的方策が示され、長崎県では、平成15年度より退院支援のモデル事業を開始した。平成18年度からは全ての県立保健所で取り組み、平成20年度から「地域体制整備コーディネーター」や「地域移行推進員」の配置を柱とする「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を開始、さらに平成22年度からは、新たにピアサポーターの活動が追加された「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」に拡充した事業を展開している。平成27年度からは、従来から実施している「地域移行・地域定着支援事業」及び「障害者の明るいくらし促進事業」を統合し、精神障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるような社会づくりの促進を図る目的で「精神障害者社会参加促進事業」として事業を継続している。

当センターでは、市町・保健所等の官と、精神科医療機関・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所等の民が協働し、精神障害者の社会参加を推進するための研修会の開催や、当事者力を活用した地域づくりを行っている。

(1) 研修会の開催

長崎こども・女性・障害者支援センター主催

日時	令和4年9月26日(月) 13:00~16:30
研修名	精神障害者社会参加促進事業担当者研修会
場所	長崎県庁大会議室(ハイブリット開催)
内容	講話「地域移行・定着支援の仕組みづくりについて」 講師：兵庫県但馬県民局 豊岡健康福祉事務所(豊岡保健所) 所長 柳尚夫
対象	市町、保健所担当職員、医療機関、福祉機関等
参加者	91名

日時	令和4年11月14日(火) 13:30~16:30
研修名	社会参加促進事業保健所等担当者研修会
場所	長崎こども・女性・障害者支援センター(Web開催)
内容	行政説明「国の動向と長崎県における取り組み方向性」 講話「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについて」~他県での取り組みについて~ 講師：鹿児島県 大分県 グループワーク「各圏域における課題等への情報交換」
対象	市町、保健所担当職員、医療機関、福祉機関等
参加者	96名

(2) 当事者力活用推進事業

目的

当事者（精神障害者や高次脳機能障害、ひきこもりの人など）に備わっている「当事者力」を引き出し活かすことで、当事者が安心して地域生活が送れる環境を整えるとともに、住民に対しても当事者への正しい理解を促進し、当事者や住民が住みやすい地域づくりにつとめることを目的とする。

内容

ア 人材登録（R4.3.31現在） 33人 内訳（新規 0人） 単位：人

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人数	22	35	32	34	34	34	33	34

圏域	長崎	佐世保	西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
人数	8	4	4	15	3	0	0	0	0	0

イ 人材派遣（R4.3.31現在） 登録者33名中、派遣者は 0名

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人数	7	9	5	5	4	0	0	0

ウ ピア育成のための研修会の開催

「当事者力等スキルアップ講座」の開催

- ・目的 当事者活用の場が少ない現状を踏まえ、ピアサポートの展開やピアスタッフの役割について、実践的な取り組みの報告を聞くことで当事者に対してはピアの役割を、支援者に対してはピア活動の展開方法を学ぶことを目的とする。

日時	令和4年10月25日（火）14:00～16:00
研修名	ピアサポートに関する研修会
場所	県庁 402 会議室（Web 開催）
内容	講話「ピアサポート活動とリカバリーについて」 講師 NPO 法人 のぞみ共同作業所 所長 河野 知房氏 活動報告「ピアサポート活動について」 報告者 竹内英祐氏、らしさ SAGA 青木裕史氏、久島勇一郎氏 意見交換「仲間との協働～仲間と出会ってから体験談や経験談」
対象	当事者、市町、保健所担当職員、福祉機関
参加者	50 名

10-4 自殺総合対策事業

(1) 概要

長崎県は自殺対策の総合的な推進を図るため、令和4年度から令和8年度までの5年間「第4期自殺総合対策5ヵ年計画」を策定しており、当センターでは「第4期自殺総合対策5ヵ年計画」に基づき普及啓発のための研修や教材・パンフレットの作成等を実施している。

(2) 実績

相談対応者のスキルアップ

ア. 令和4年度 自殺対策研修会

	令和4年9月2日(金) 9:20~16:45
場所	TV会議システムを活用し、各県立保健所及び市町 発信元)長崎こども・女性・障害者支援センター 大会議室
内容	講義「精神疾患の基礎知識」 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 所長 加来洋一 講義「自殺対策について」 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 所長 加来洋一 長崎こども・女性・障害者支援センター 梯 ひかる
対象	県立保健所、各市町自殺対策担当課・健康づくり担当課職員、及び福祉事務所職員等
参加者数	87名(市町60名、保健所21名 本庁1名 センター5名)

イ. 事例検討会

日 時：月1回の頻度で計8回開催

参加者：長崎こども・女性・障害者支援センター所長、部長、課長、精神科医、
精神保健福祉課員

検討目的：電話相談や来所相談で対応した事例を再検証することで、職員の相談
スキル向上を目指す

ウ. 自死遺族支援

自死遺族支援ネットワークReと大村市が共催で開催している「分かち合いの会」
(毎月第2土曜日)へ参加(年5回)した。

若者向けホームページ「みんなの情報交差点カチッ！」の充実

若者に馴染みの深いインターネットを活用し、平成 24 年度に若者向け自殺予防対策として、ウェブサイト「みんなの情報交差点カチッ！」を開設し、運営している。また、あわせてリーフレットも作成し配布している。

- ・ホームページの更新：3 回
- ・リーフレットの配布：94 部

広報等

ア．パンフレット「あなたが大切」の改訂及び配布

県内の自殺に関するデータや相談窓口に関する情報の提供を行うことで県民の自殺予防に対する関心と理解を深めるために作成しており、県内の自殺のデータや相談窓口の情報を更新するため、改定を行っている。

令和 4 年度版はホームページに掲載。(24 部配布)

イ．「自殺総合対策 相談対応のための手引き集」等の配布

地域における様々な相談機関や行政窓口等において自殺のハイリスク者に対し、適切な対応や援助をするとともに有用な情報が確実に提供される体制作りのため、自殺の要因となる代表的事項別に、基本情報と専門相談機関への具体的紹介方法、相談機関や制度に関する資料集等で構成される相談対応用パッケージとして作成している。

手引き集においても市町や保健所、医療関係機関などへ要望に応じる形で配布を行っており、令和 4 年度の各配布数は下記の通りである。

- ・相談窓口用手引き < 全 2 巻 >
 - 「借金・経済問題への対応」 1 部
 - 「メンタルヘルス問題への対応」 51 部
- ・自死遺族相談支援用手引き < 全 1 巻 >
 - 「自死遺族への相談支援の方法」 1 部
- ・保健・医療・福祉・介護従事者用手引き < 全 2 巻 >
 - 「身体健康問題と自殺予防」 1 部
 - 「高齢者の自殺予防」 51 部
- ・事業所用手引き < 全 1 巻 >
 - 「事業主の皆さまへ」 1 部
- ・医療従事者用手引き < 全 1 巻 >
 - 「自殺未遂者への支援の方法」 1 部

相談対応

ア．精神保健福祉相談の開催

- ・日 時：月曜から金曜日の9時から17時45分まで（祝日は除く）
- ・相談件数（電話）：2,903件（内、自殺に関する相談162件）
（来所）：123件（内、自殺に関する相談 0件）

イ．こころの電話相談の開催

- ・日 時：月曜から金曜日の9:00～12:00、13:00～15:15（祝日は除く）
- ・相談件数：1,269件

10-5 依存症関連事業

(1) 普及啓発・情報提供事業の実施

平成29年度に県障害福祉課において青少年向け予防教育の実施方針が出され、希望のあった大学や高等学校等への予防教育、啓発を実施している。

県内大学生、高校生等

長崎市内大学6校の新入生へ依存症全般の普及啓発媒体の配布。

県内高等学校及び高校3年生へ若年層向けの啓発媒体の配布。

教職員向けハンドブック及び保護者向けリーフレット

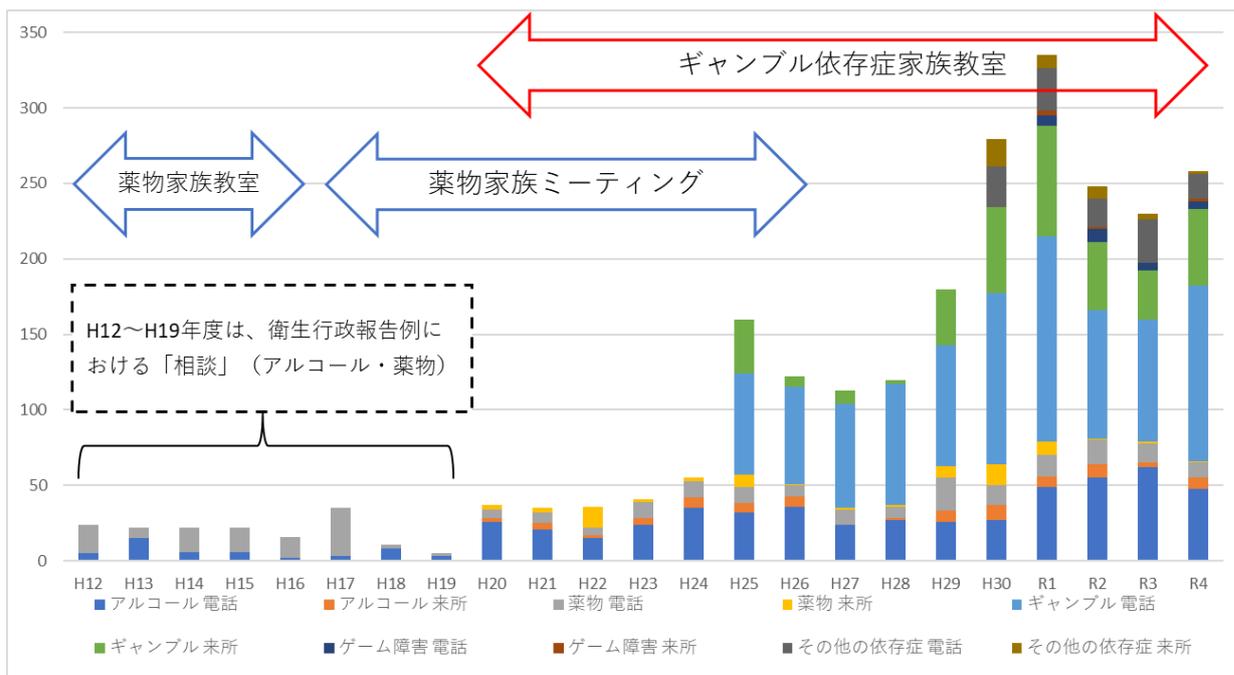
教育関係者、精神科医、依存症当事者会の方を中心にギャンブル等依存症予防教育検討会を立ち上げ、2回の検討会の中で支援者向けのゲーム依存相談対応ハンドブック及び保護者向けリーフレットを作成。

検討会：第1回 令和4年10月24日

第2回 令和5年2月6日

その他の啓発

回	開催日・対象	人数	内容
1	令和4年4月9日 消費生活相談員	23名	「消費生活相談員研修」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 所長
2	令和4年5月14日 県民	55名	「長崎県ギャンブル等依存症講演会」 講師：長崎大学病院 今村明教授 等
3	令和4年7月15日 諫早高校定時制	22人	「薬物乱用防止教室」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 保健師
4	令和4年7月21日 大村高校定時制	11人	「ゲーム依存症対策講座」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 保健師
5	令和4年10月12日 長崎北東ロータリークラブ	27人	「ギャンブル依存症について」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 保健師
6	令和4年12月2日 山澄地区自治協議会防犯防災部会	12人	「ギャンブル依存症について」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 保健師



・アルコール相談(再掲)

相談対象者の年齢別

年齢区分	電話(延)	来所(実)	来所(延)
20～29	0	0	0
30～39	2	1	1
40～49	20	1	2
50～59	5	2	2
60以上	16	2	2
不明	5	0	0
合計	48	6	7

相談者の内訳

相談者	電話(延)	来所(実)	来所(延)
本人	26	1	2
父母	2	2	2
配偶者	2	2	2
同胞	4	0	0
子ども	9	1	1
その他	5	0	0
合計	48	6	7

相談対象者の性別

性別	電話(延)	来所(実)	来所(延)
男性	85	7	6
女性	12	0	0
不明	1	0	0

・薬物相談（再掲）

相談対象者の年齢別

年齢区分	電話(延)	来所(実)	来所(延)
10～19	1	0	0
20～29	2	0	0
30～39	3	1	1
40～49	1	0	0
50～59	0	0	0
60以上	0	0	0
不明	3	0	0
合計	10	1	1

相談対象者の性別

性別	電話(延)	来所(実)	来所(延)
男性	3	1	1
女性	6	0	0
不明	1	0	0

・ギャンブル相談（再掲）

相談対象者の年齢別

年齢区分	電話(延)	来所(実)	来所(延)
10～19	0	1	1
20～29	16	5	6
30～39	26	9	14
40～49	46	2	8
50～59	6	4	4
60以上	3	2	2
不明	19	0	0
合計	116	23	51

相談者の内訳

相談者	電話(延)	来所(実)	来所(延)
本人	4	0	0
父母	4	1	1
配偶者	0	0	0
同胞	0	0	0
子ども	0	0	0
その他	2	0	0
合計	10	1	1

相談者の内訳

相談者	電話(延)	来所(実)	来所(延)
本人	55	13	40
父母	35	6	6
配偶者	11	3	4
同胞	6	1	1
子ども	1	0	0
その他	8	0	0
合計	116	23	51

相談対象者の性別

性別	電話(延)	来所(実)	来所(延)
男性	85	20	34
女性	29	3	17
不明	2	0	0

ギャンブル種別(複数計上)

ギャンブル種別	電話(延)	来所(延)
パチンコ/スロット	61	40
競艇	30	9
競馬	4	0
競輪	4	0
その他	10	2

(3) 回復支援

依存症者の回復支援

平成30年9月から、新たにアルコール・薬物・ギャンブル等利用や使用を改めたい方を対象に依存症回復プログラム(DEJIMAARPP)を実施している。(集団支援) また、ギャンブル依存症に特化した個別支援プログラムとして、「 島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム (SAT-G) 」を実施している。

【参加者】

デジマープ集団支援(5回プログラム): 実3人、延3人(平均1人)

依存対象: ギャンブル、アルコール、買い物 各1人

SAT-G 個別支援(5回プログラム): 実8人、延22人

依存対象: ギャンブル8人

家族の回復支援

・ギャンブル依存症家族教室

ギャンブル依存症の正しい理解・適切な対応を学ぶ機会とするとともに、自助グループ等につながるにより、回復へのきっかけづくりとなることを目指すことを目的として実施している。

対象 ギャンブル依存症者の家族等

日時 13:30~15:30 10月、11月

場所 長崎地区: 長崎こども・女性・障害者支援センター

具体的内容 1クール3回

回	内容	ねらい
1	依存症とは? 家族としての対応 (精神科医師による講話)	ギャンブル依存症についての正しい知識を得て、問題への対応について考える
2	借金への対応について (弁護士による講話)	依存症と借金について理解を深める
3	当事者・家族からのメッセージ	当事者及び家族からの実体験をもとに回復の方法や対応を学ぶ

参加者 5家族(内訳 実人数6人 延人数16人)

・教室終了後、個別支援の実施 0人

(4) 人材育成・アディクション関連問題研修

令和4年度は、保健所や市町等相談対応を担当する方向けに「依存症相談窓口担当者技術研修会」を1回開催した。

また、保健所や市町、社会福祉協議会、相談支援事業所、精神科医療機関など、ギャンブル依存症者への支援者を対象に、ギャンブル等依存症支援スキルアップ研修会を開催した。

依存症相談窓口担当者技術研修会等

回	開催日・対象	人数	内容
1	令和4年9月2日 依存症相談窓口担当者 (保健所、市町等)	87人	「長崎県の精神保健福祉の現状」 「依存症の理解と専門医療機関としての取り組み」 講師：あきやま病院 福田貴博先生
2	令和5年3月1日 依存症相談対応者 (保健所、市町、社会福祉協議会、相談支援事業所、精神科医療機関等)	63人	「ギャンブル障がいの基礎知識」 「SAT-G ライトの使い方」 「『SAT-G ライト』の実際」 講師：島根県立こころの医療センター 精神保健福祉士 佐藤寛志 様

人材育成にかかる講師派遣

回	開催日・主催	人数	内容
1	令和4年10月15日 ギャンブル等依存症支援者 養成研修会(長崎大学)	19人	「地域における精神保健福祉センターの役割と相談支援の実際」 「地域における相談支援」

(5) 関係機関との連携強化

保護観察所との連携

- ・引受人会にて事業紹介：1回
- ・地域支援連絡協議会：書面開催

薬務行政室関係会議

- ・会議等参画：3回

民間団体支援

- ・長崎ダルクミーティング参画等：1回

IR推進課との連携

- ・照会対応：1件
- ・九州・IR安全安心ネットワーク協議会準備会合同部会：1回

長崎大学のG・G研究会との連携

- ・長崎大学ゲーム・ギャンブル等依存症研究会への参画：2回

10-6 災害時こころのケア体制整備事業

(1) 研修会の開催

目的：県内精神科病院からのローカル DPAT の数を増やすとともに、各病院の受援体制の強化を促進する。

日 時	令和4年12月3日(水) 13:30~17:00
場 所	発信元 長崎こども・女性・障害者支援センター
内容	講義：「長崎県 DPAT の体制」 講義：「DPAT の基礎知識」 講義：「災害時の地域住民のメンタルヘルス」 1) 医療機関が被災した場合の機能維持 2) 地域住民のメンタルヘルス 講義：「活動拠点本部への参集から避難所の訪問まで」 演習：「災害時の情報管理～J-SPEED の活用～」
対象	県内精神科病院、県立保健所
参加者数	46名 (医療機関、保健所、障害福祉課、当センター)

(2) 令和4年度 長崎県災害派遣精神医療チーム (DPAT) 運営委員会への参加

主催：障害福祉課

日時：令和5年2月20日(月) 10:00~11:30

方法：Web 会議

内容：報告事項 1) 長崎県 DPAT の組織体制について
 2) 令和4年度の DPAT 活動報告
 3) 令和4年度の取組
 4) 第8次医療計画の策定

協議事項 1) 体制強化に向けた取組について
 県内で発災した際に迅速に活動できる長崎県 DPAT の体制整備
 令和5年度長崎県 DPAT 研修
 2) その他

(3) 令和4年度 災害時保健医療福祉調整班活動訓練への参加

主催：福祉保健部福祉保健課

1) 机上訓練

日時：令和4年7月18日(月) 13:00~16:30

場所：長崎県庁 大会議室 A~C

内容：災害時に起こりうる様々なJ課題に対する計画案の作成及び本部会議等に提案するための提言案を協力して作成し、調整会議において合意形成する。

(4) 災害時こころのケア活動実績

- 1) 新型コロナウイルス感染症対策としての保健所支援をととした医療機関等支援活動

対象施設：2 機関（1 医療機関、1 高齢者施設）

支援回数：9 回

- 2) 県内宿泊療養施設入所者のメンタルヘルス支援（情報共有）

対象施設：12 施設

支援状況：13 日

- 3) 宿泊療養所入所所からの相談

オンライン相談：1 件

10-7 精神保健福祉従事者の資質向上

(1) 精神保健福祉初任者研修会

目的：精神保健福祉業務に従事する新任職員が、精神保健福祉に関する基礎的知識を習得し、相談援助の技術を学ぶことで、地域における精神保健福祉サービスの質の向上を図る。

日時	令和4年9月2日(金) 9:20~17:00
場所	TV会議システムを活用し県内各保健所及び各市町
内容	<p>講義1 精神疾患の基礎知識 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 所長 加来洋一</p> <p>○講義2 依存症の理解と専門医療機関としての取り組み(録画講義) 講師 あきやま病院 福田貴博 先生</p> <p>講義3 神経発達症の理解とその支援について(録画講義) 講師 長崎大学 生命医科学域保健学系 作業療法分野 今村明 先生</p> <p>講義4 自殺対策について 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 所長 加来洋一 精神保健福祉課 精神保健福祉班 梯ひかる</p> <p>行政説明 長崎県の精神保健福祉の現状 講師 長崎県障害福祉課 荒木唱子 課長補佐</p> <p>ロールプレイ 希死念慮に関する相談対応</p> <p>ケース検討</p> <p>質疑</p>
対象	精神保健福祉業務に初めて従事する市町及び保健所職員 精神保健福祉業務に従事経験がある市町及び保健所職員で受講を希望する職員
参加者数	87名

10-8 ひきこもり地域支援センター

ひきこもり問題に対する長崎県の取組としては、平成14年に開始された県立保健所における「ひきこもり対策事業」があるが、同事業の成果、およびこの問題に対する様々な社会的ニーズに鑑み、県は平成22年度からこれまでの相談支援事業等の取り組みを強化し、県全体の取組としての「ひきこもり対策推進事業」に着手した。

平成25年度から県は、国のひきこもり対策推進事業にもとづき、当センターと8つの県立保健所にひきこもり地域支援センターを開設した。各県立保健所については各圏域での家族教室や圏域ネットワークの拠点という役割、当センターにおいては全県的な教育研修、普及啓発等の情報発信、全県的な自助団体への育成支援、保健所圏域ネットワークの拠点作りのための支援等という役割分担のもと、ひきこもり地域支援センターの一体的な運営を目指している。また、平成25年度から当センターが事務局となり、県内のひきこもり支援体制整備を目的とした「長崎県ひきこもり支援連絡協議会」を設置、運営を行っている。

(1) 相談支援

ひきこもりの本人、家族等からの相談に対する支援を行なっている。

電話相談（再掲）

	本人（延件数）	本人以外（延件数）
H27年度	7	66
H28年度	20	38
H29年度	14	41
H30年度	5	39
R1年度	17	108
R2年度	8	40
R3年度	12	77
R4年度	17	66

来所相談（再掲）

	本人（延件数）	本人以外（延件数）
H27年度	11	40
H28年度	16	16
H29年度	19	27
H30年度	10	9
R1年度	6	54
R2年度	2	34

R3年度	28	59
R4年度	17	41

(2) 専門職員の研修等

学習会等への講師派遣

保健所及び市町への技術支援の一環で、ひきこもりに関する理解を深めるための研修会や関係機関の連携を目的とした連絡会にセンター職員を派遣した。

名 称	内 容	派 遣 日	場 所	参加者
佐世保市ひきこもり支援関係者事例検討会	事例検討 助 言	R4.8.26	佐世保市保健所	21人
西彼保健所ひきこもり家族のつどい	講 話	R4.9.13	西彼保健所	4人
対馬保健所ひきこもり家族懇話会	講師紹介 助 言	R4.10.15	豊玉地区公民館 (オンライン参加)	10人
壱岐地域不登校・ひきこもり支援連絡会議	講 話	R4.11.1	壱岐振興局 (オンライン参加)	20人
県南保健所ひきこもり支援関係者連絡会・研修会	講 話	R4.11.28	県南保健所	23人
県北保健所ひきこもり関係者研修会	講 話	R4.12.2	県北保健所	21人
ひきこもり支援関係者スキルアップ研修会	講 話	R4.12.10	オンライン開催	185人
五島保健所ひきこもり連絡会	講 話	R5.1.27	五島保健所 (オンライン開催)	11人

(3) つながらんば～社会資源ガイドブックの啓発強化

ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信

・つながらんば～不登校・ひきこもり社会資源ガイドブックのホームページ掲載

(4) ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信

- ・家族教室、家族のつどい及びフリースペースゆうの開催案内をホームページへ掲載
- ・家族のつどいの開催案内を近隣地区町の広報誌に掲載
- ・ひきこもりの長期・高年齢化と「8050」世帯に関する実態調査 報告書作成

(5) 会議の開催

「県ひきこもり支援連絡協議会」の開催

ひきこもり状態にある本人または家族等からの相談等に適切な支援を行なうことができるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる「長崎県ひきこもり支援連絡協議会」を平成25年度に設置した。

開催日	内 容	委員数
R5.1.13	1 令和4年度長崎県ひきこもり対策推進事業の経過報告について 2 市町におけるひきこもり対策推進事業の経過報告について 3 長崎県ひきこもり支援連絡協議会専門部会報告 4 協議 (1)県単位でのイベントについて (2)支援者の研修機会について (3)市町単位であがった課題や成果に関する、本協議会での共有について (4)就労に興味ある利用者さんがいらっしゃった場合のサポステへのつなぎ方について 5 令和5年度長崎県ひきこもり対策推進事業の事業計画(案)について	19人

保健所担当者情報交換会(TV会議)

開催日	内 容	参加
R4.6.6	1 行政説明「今後のひきこもり支援施策の方向性」 2 各保健所及びセンターの令和4年度事業計画について 3 協議：普及啓発、連携、市町プラットフォームについて について 4 研修：「長崎県内におけるひきこもりの現状～ひきこもりの基礎的な理解やこれまでの取組を中心に～」	県立保健所 長崎市 佐世保市 障害福祉課 長崎こども・女性・障害者支援センター

(6) ひきこもり家族教室の開催

目的

近年「ひきこもり」は、様々な要因の結果として社会的な活動からの回避が長期化し社会生活の再開が困難な事例が多く見受けられる。ひきこもり本人を抱える家族の精神的な負担は高い。

当センターでの家族教室を通して、家族が抱えている問題を明らかにしその対処方法についての基礎知識を得ること、また同じ立場にある家族同士の交流の機会を提供することにより、共に語り合うことによって孤立感を和らげ、解決への第一歩を踏み出すことを目的とする。

目 標

- ・家族が、ひきこもりに対する基礎知識及び正しい理解を得る。
- ・家族同士が自由に話し合いの場を持つことで、家族同士のつながりを作る。

対象者

約6か月以上、学校や職場に行かず自宅（家庭）にひきこもっている状態の方を持つ家族で、当センターが教室への参加を適当と判断した者

担当スタッフ

精神科医師、公認心理師、作業療法士、保健師等。

また、必要に応じて非常勤講師等の協力を得る。

日 時

令和4年7月～令和4年12月 1クール6回実施 時間：10：00～12：00

内 容 当センターが作成する「ひきこもり家族教室テキスト」に沿って実施。

回	日 程	内 容
1	7月29日(金)	オリエンテーション、ひきこもりに伴う症状と対応についての理解（精神科医師による講話）
2	8月25日(木)	コミュニケーション方法を身につける
3	9月29日(木)	上手にほめて望ましい行動を増やす
4	10月28日(木)	家族の対応について
5	11月24日(木)	家族自身の生活を豊かにするために
6	12月22日(木)	家族教室を振り返って

実 績

年 度	開催クール数	延べ開催回数	実参加者（人）	延参加者（人）
H27年度	1	6	13	54
H28年度	1	6	8	30
H29年度	1	6	9	42
H30年度	1	6	8	35
R 1年度	1	6	22	73
R 2年度	1	5	8	24
R 3年度	1	5	8	31
R 4年度	1	6	6	20

(7) ひきこもり家族のつどいの開催**目 的**

ひきこもりの家族という同じ立場にある家族同士の交流の機会を提供し、家族が主体となり、互いにひきこもりの問題に対する悩みや不安を語り合うことにより孤立感を和らげ、相互の回復を目指す。

目 標

- ・家族同士が自由に話し合いの場を持つことで、ひきこもりの問題に対する理解を深める。
- ・家族同士のつながりを作り、孤立感を和らげ家族自身の自尊心を高める。

対象者

当センターにおける「ひきこもり家族教室」に参加し、プログラムを修了した家族

担当スタッフ

作業療法士、保健師、精神保健福祉士等。

日 時

4月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、3月の第2木曜日 13:30～15:30

内 容

家族主体の話し合い形式で、ひきこもりの問題に対する不安や悩みを語り合い、問題を共有し、情報交換をすることによって相互の回復を目指す。

実 績

年度	延開催回数(会)	実参加者(人)	延参加者(人)
H27年度	12	33	161
H28年度	12	34	169
H29年度	11	36	157
H30年度	8	17	97
R1年度	8	15	73
R2年度	2	3	3
R3年度	1	1	1
R4年度	2	2	3

(8) ひきこもり家族会への支援

平成 24 年度に、県内の各つどい「ひまわり会」(長崎市役所)・「あじさい会」(県央保健所)・「コスモス会」(当センター)のネットワーク準備会を開催、3つの家族のつどいを中心となり、平成 24 年に長崎県ひきこもり家族会『花たば』が結成された。

平成 26 年度からは、『花たば』が主体で総会、学習会、定例会を開催し、当センターはその運営支援を行っている。

長崎県ひきこもり家族会『花たば』総会

・総会への参加、所長来賓挨拶(5月) 家族会員 10名参加

『花たば』学習会・定例会への支援

学習会や定例会は下記のとおり。その他、役員会への支援を行った。

・学習会への支援、参加(11月、12月) 家族会員 21名参加

・定例会への参加(4月、6月、9月、1月、2月) 家族会員 50名参加

(9) フリースペース(ひきこもり当事者の居場所)の開催

ひきこもり当事者に対する支援の拠点としての居場所を、平成 26 年 7 月より「フリースペースゆう」として開始した。

目 的

人との関わりに苦手意識や困難を抱える社会的ひきこもり(経験)者が、居場所での他者との出会いの経験をとおして、社会参加を進める足がかりを得る。

対象者

- ・長崎県に在住のひきこもり状態にある概ね 18 歳以上の本人
- ・集団への参加希望がある者
- ・個別面接を実施し、グループへの参加が適当と判断された者

担当スタッフ

作業療法士、保健師、精神保健福祉士等

日 時

第 1～第 4 木曜日 13:30～16:00 (第 5 木曜日を除く)

内 容

- ・ひきこもり状態の方、ひきこもり経験のある方が、安心していただける居場所。

実 績

年度	開所回数	実参加者(人)	延参加者(人)
H30 年度	44	4	98
R1 年度	43	6	174
R2 年度	20	8	76

R3 年度	19	4	61
R4 年度	42	4	127

10-9 高次脳機能障害支援センター

(1) 設置の目的

高次脳機能障害児者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、支援拠点機関を中心とした関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い、もって高次脳機能障害児者に対して適切な支援が提供される体制を整備する。

(2) 対象者

高次脳機能障害診断基準により高次脳機能障害を有すると診断された者及びその家族、若しくは診断の疑いがある者

(3) 事業内容

相談支援事業

配置された専門スタッフが、高次脳機能障害児者及びその家族に対し、就学就労等の各種相談支援や関係する医療機関、福祉施設、就労及び教育関係機関、家族会、家庭等との連絡調整、支援会議等を行う。

地域支援ネットワーク推進事業

障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）における高次脳機能障害の相談窓口である保健所と連携して本事業を実施する。

また、「地域リハビリテーション推進事業」を実施している各圏域の地域リハビリテーション広域支援センターとも連携し、協力病院や施設等によるサービス提供体制の整備を促し、高次脳機能障害児者に対する適切な継続した支援が提供される体制整備を推進する。

高次脳機能障害支援研修及び普及啓発事業

事業の普及啓発と地域支援ネットワークの推進を図るため、県障害福祉課、長崎県リハビリテーション支援センター、保健所、市町等と連絡・調整し、以下の研修等を企画・実施する。

- ・ 医療機関、福祉施設、教育機関等に対し、高次脳機能障害支援に関する理解の促進を図るための研修
- ・ 高次脳機能障害の支援に携わる医療機関及び福祉施設等のスタッフ、高次脳機能障害者及びその家族等を対象に高次脳機能障害の特性を踏まえた支援が行えるよう支援手法等の技術研修
- ・ 圏域の相談窓口を担当する保健所や市町保健・福祉担当職員等を対象に、高次脳機能障害児者の特性を踏まえた適切な相談支援に関する研修
- ・ 一般県民を対象とした高次脳機能障害支援の普及啓発の研修会・講演会等
- ・ 高次脳機能障害支援普及事業の周知や広報資料として活用するためのパンフレット等の作成、及びホームページによる情報提供

高次脳機能障害者通所事業

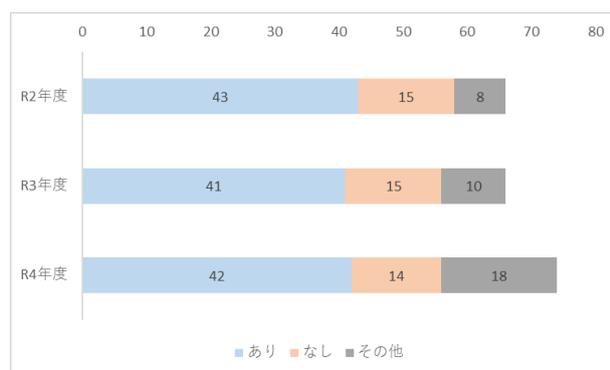
高次脳機能障害者が個別およびグループ活動を通じ、障害認識・問題解決能力を高める治療・援助を実施する。同時に、高次脳機能障害支援にかかわる福祉サービス事業所等で活用できる支援プログラムの立案および確立を目的とする。

(4) 業務実績
 相談支援事業
 ア 相談実績

直接相談（当事者・家族）						間接相談（関係機関） 単位：件		
R4 年度		R3 年度		R2 年度		R4 年度	R3 年度	R2 年度
実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	延人数	延人数	延人数
74	209	66	166	66	135	259	212	205
内訳（R4） 電話 168 件、来所 41 件						内訳（R4） 電話 235 件、来所 5 件、メール 13 件、 訪問 1 件、その他 5 件		

初回相談時の診断の有無 単位：人

診断	あり	なし	その他
R2 年度	43	15	8
R3 年度	41	15	10
R4 年度	42	14	18



イ 性別・平均年齢

	男性	女性	平均年齢
R2 年度	65.2	22.7	48～49
R3 年度	59.1	40.9	47～48
R4 年度	63.5	36.5	41～42

単位：% 単位：% 単位：歳

* 18 歳以下・・・4 人

ウ 発症・受傷
 疾患別

	脳血管疾患	外傷性脳損傷	脳腫瘍	低酸素脳症	脳炎	その他
R2 年度	40.9 (27)	34.8 (23)	3.0	0	6.0	13.6
R3 年度	48.5 (32)	19.7 (13)	10.6	1.5	1.5	18.2
R4 年度	45.9 (34)	32.4 (24)	2.7	1.4	0	17.6

単位：% ()内：人数

受傷(脳血管疾患・外傷性脳損傷)から5年以上経過した疾患別相談者数

単位:人

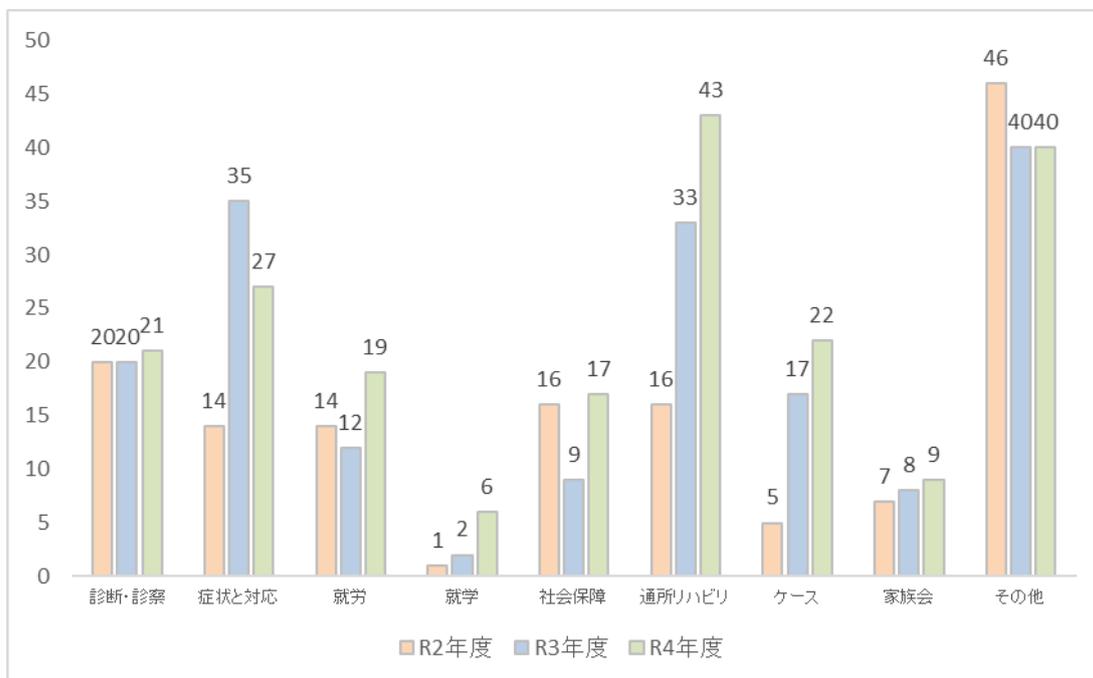
	脳血管疾患			外傷性脳損傷		
	5年以上 (実/延)	内訳		5年以上 (実/延)	内訳	
		5~10年	10年超		5~10年	10年超
R2年度	9/27	5	4	7/23	2	5
R3年度	4/32	3	1	7/13	3	4
R4年度	8/34	4	4	7/24	3	7

工 相談内容

直接相談(相談内容) 複数回答

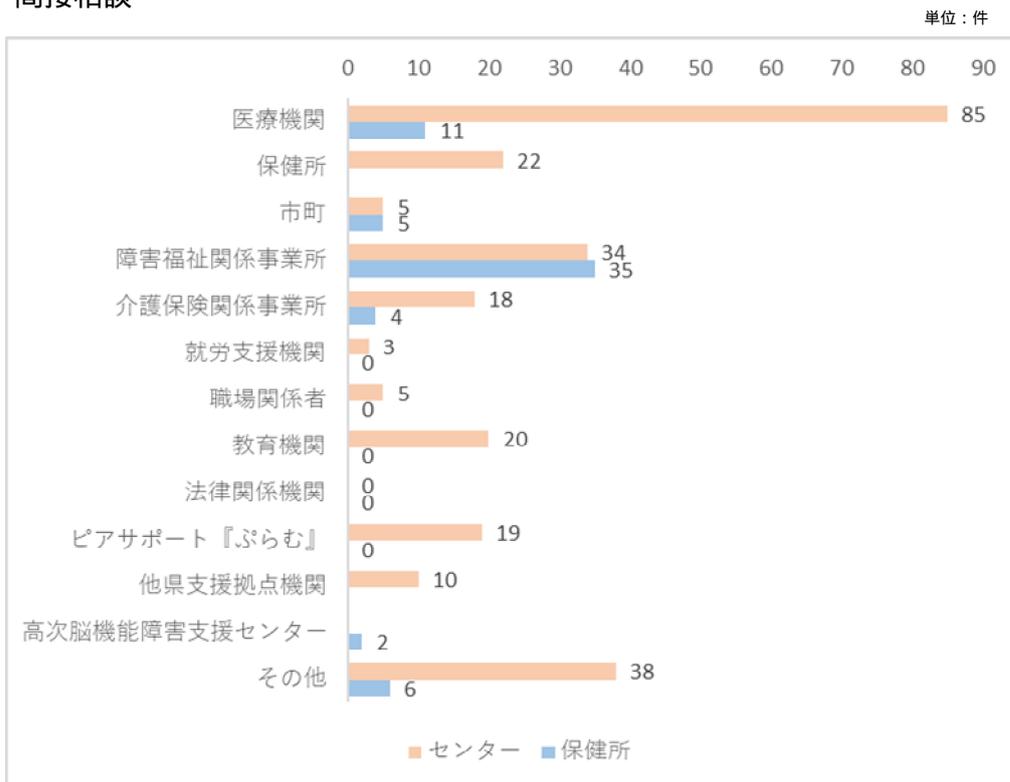
単位:件(%)

	診断	症状 対応	就労	社会 保障	就学	通所 リハ	ケース	家族 会	その他
R 2 年度	20 (14.4)	14 (10.1)	14 (10.1)	16 (11.5)	1	16	5	7	46
R 3 年度	20 (11.4)	35 (19.9)	12 (6.8)	9 (5.1)	2	33	17	8	40
R 4 年度	21 (10.3)	27 (13.2)	19 (9.3)	17 (8.3)	6	43	22	9	40



単位:件

間接相談



オ ケース会議

高次脳機能障害支援センター開催（延べ数）

項目	回数	参加機関等
退院前カンファ	0回	
復職支援	0回	
就職準備支援	1回	本人、家族、医療機関、センター職員
定着支援	2回	本人、職場、センター職員
生活支援	2回	家族、学校教諭、センター職員、医療機関、相談支援事業所
就学支援	0回	

保健所開催：開催数：3回

参加機関：地域包括支援センター、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、
訪問介護・看護事業所、学校、市町（庁内連携含む）、社会福祉協議会

地域支援ネットワーク推進事業

ア 高次脳機能障害支援連絡協議会

開催回数：年1回（R5.2.1） 参加委員17名

イ 保健所担当者会議

開催回数：年1回（R4.6.21） 参加者23名

ウ 高次脳機能障害支援会議

メンバー：支援医師、障害福祉課、センター職員
 検討内容：高次脳機能障害支援の各種事業の検討
 開催回数：年2回(R4.4.28/R4.12.19)

エ 高次脳機能障害支援連絡協議会専門部会

内容：高次脳機能障害にかかる相談支援で活用できる社会資源の検討
 開催回数：年1回(R4.12.21)

オ 自助組織育成支援

高次脳機能障害支援センターは、安定した活動の定着へ向けて側面的に支援を実施。

ピアサポートへの支援 実施主体：『ぷらむ』長崎、『ぷらむ』県北

相談対応可能な当事者（ピアサポーター）によるピアサポートの定期的開催。

県央地区：月1回、第3（土）13:00～16:00

県北地区：月2回、第2・4(土) 13:00～15:00

R4年度は各2回従事。合同会を1回開催。

小児家族会への支援 実施主体：よりよりホームズ

年4回（5月、8月、11月、2月）

第1土曜日 13:30～15:30

R4年度は6回（役員会、交流会など）参加し、組織育成に努めている。

カ 小児高次脳機能障害支援

研修会

開催回数：年1回(R4.8.29)

参加者：115名（ 医療：5名、福祉：29名、教育：38名、行政：6名、
 当事者・家族：22名、その他：3名、学生12名 ）

家族懇談会

開催回数：年1回(R4.8.29)

鹿児島県の家族との交流会

開催回数：年1回(R5.3.2)

高次脳機能障害支援研修及び普及啓発事業

ア 研修会

主催研修

No	名 称	実 施 日	形 式	参加者
1	高次脳機能障害支援研修会	R5.1.26	オンライン形式	(第1部) 84名 (第2部) 76名

協力研修

No	名 称	実 施 日	形 式	参 加 者
1	神経心理学的検査研修会	R4.12.15 R5.2.4	オンライン形式	74名 58名

イ 講師派遣等

保健所及び地域リハ広域支援センター主催の圏域研修会への講師派遣

No	実施日	開催場所	参加者	参加者内訳
1	R4.11.30	佐世保市	68名	福祉

ウ 教育機関への普及啓発

No	実施日	開催場所	研 修 会 名	参加者
1	R4.5.25	佐世保市	特別支援教育コーディネーター連絡協議会	70名
2	R4.8.2	佐々町	特別支援教育コーディネーター連絡協議会	50名
3	R5.2.27	西海市	特別支援教育コーディネーター連絡協議会	41名

エ マスコミ、広報誌等

No	掲載時期	掲載先	内 容
1	R4.5.15	長崎新聞 / 毎日新聞	・よりよりホームズの紹介 ・高次脳機能障害に関すること
2	R4.5.16	NIB	
3	R4.5.25	KTN	
4	R4.6.7	朝日新聞	
5	R5.3	長崎新聞 / ラジオ / 情報ひろば	高次脳機能障害の相談窓口について
6	R5.3	高次脳センターHP	「高次脳機能障害支援のための長崎県内医療機関一覧 (Vol.5)」
7	R5.3	高次脳センターHP	「高次脳機能障害の方の自動車運転再開支援に関する長崎県内医療機関一覧 (Vol.1)」
8	R5.3	高次脳センターHP	「高次脳機能障害にかかる相談支援で活用できる社会資源」

オ リーフレット等

- ・高次脳機能障害リーフレット「脳にダメージを負った後」 配布：136部
配布先：医療機関、教育機関、当事者・家族等
- ・高次脳機能障害リーフレット（こども版） 配布：2,880部
配布先：教育機関、医療機関、児童福祉施設等
- ・高次脳機能障害児の支援ガイドブック 配布：17部
配布先：教育機関等
- ・高次脳機能障害支援のための長崎県内医療機関一覧 vol.4 配布：10部
配布先：行政機関等

高次脳機能障害通所事業

ア 通所リハビリテーション

- ・実施形態：精神科ショートケア
- ・期 間：令和4年7月7日（木）～12月22日（木）（全46回）
- ・通所者：5名（男性3名、女性2名）、延184名
- ・年 齢：30～60代
- ・参加目的：復職1名、就労2名、日常生活力向上2名
- ・実施内容：個別集団課題、行動観察を中心に実施
- ・結 果：復職準備中1名、就労準備中2名、主婦1名、1人生活1名

イ 家族教室

開催回数：年1回(R4.12.6)

参加者：6名（当事者：3名、家族：3名）

ウ 家族懇談会・当事者交流会

開催回数：年1回(R5.3.12)

参加者：27名（当事者：13名、家族：13名、サポーター：1名）